

建州統一期のヌルハチ政権とボオイ=ニヤルマ

増井寛也

はじめに

明代末期の女直 Jušen / 満洲 Manju 人社会は、建州マンジュ五部であれ海西フルン四国であれ、アンバン amban を戴く大小の地域権力から構成されていた。アンバンとは、各地に割拠する地域権力（通常は「村落」 gašan かその連合体）を支配する在地の首長、ないしは豪族を意味し¹⁾、諸アンバンの上に立つほどの家門と勢力を誇るアンバンは、特にバイレ beile という称号を帯びた。筆者は先にアンバンを主君としてこれに近侍する従者〈グチュ〉 gucu（原義：朋友）を取り上げて考察を試み、モンゴル社会のノコル nökör（僚友）に対比しつつ、それが大別して盟友型、従臣型、家僕型に分類され、この順序で主君への従属度が高くなること、また盟友型グチュ（対等に近いアンバン同士の同盟関係）といえども、一方の他方に対する力関係の懸隔に伴い、より従属度の高い従臣型の家産的臣下に転化する過程をたどったこと等を論じた²⁾。

このように明末女直社会においては、グチュ（従臣型ないし家僕型）を従えた個々のアンバンを、より強力なアンバンが帰順させるか服従させて、自己のグチュ（盟友型ないし従臣型）に取り込むことによって、重層的主従関係とこれに立脚する政治権力の形成が促されたと考えられる。ただ、前稿ではグチュの性格やあり方を論ずるのに急なあまり、グチュとともにアンバン権力を支えたボオイ=ニヤルマ booi niyalma（家僕）に関しては、勢い十分な叙述を割くことができなかつた。よって、本稿では対象時期をヌルハチの挙兵（1583年）から建州統一（1588/89年）に至るマンジュ国の基盤形成期に限定し、前稿を補う目的を兼ねて、以下の三点を考察するつもりである。まず第一に、アンバンの支配対象たるジュシェン jušen（属民）の性格から説き起こし、ボオイ=ニヤルマがグチュとともに、対ジュシェン有効支配を可能ならしめるアンバンの私的武力として存在したことを述べる。第二に、ボオイ=ニヤルマの実体に論及し、それがアハ aha（奴僕）身分に属しながらも、主人 ejen の擬制的家族成員として身内同然に遇されたことを論証する。第三に、主家に奉仕するボオイ=ニヤルマの職掌が軍事部門と家政部門を包摂し、ヌルハチ周辺のボオイ=ニヤルマに観察される前者の意義低下が政権の構造的変容と符節を合わせた事実を指摘する。

一、ヌルハチの建州統一とアンバン—ジュシェン関係

さて、ヌルハチ（清太祖、以下太祖と略称する）が建州に覇権を確立する万暦一六、七（1588/89）年段階ともなると、建州各地に割拠分立した大小のアンバンたちは大半、太祖と母弟シュルガチの各家臣団に編入され、精強な常備戦力の形成が緒に就く。建州統一後の万暦二三年頃、前後してフェ=アラ Fe ala 城を訪れた朝鮮の通事河世国や軍官申忠一の目に映った、その当時の太祖政権を、筆者なりの見地から総合すると以下のごとくである³⁾。すなわち、①太祖・シュルガチ兄弟麾下の

諸アンバン（「諸将」）のうち、フェ=アラ城から半径三、四日程の範囲内に居住する「部落（=村落 *gašan*）の酋長」約二百名が、②自己の近親一党・グチュ（恐らく家僕=ボオイ=ニヤルマも含む）とともに、内外二層をなす同城の外城内部と外城外部に集居することを命じられ、③習陣に専念する最精鋭の常備軍（「甲騎」一千余）を構成し、④一旦出動命令が下るとその動員規模に応じて、各アンバンが本拠地の「部落」に住まう属下のジュシェン *jušen* 壮丁（総計一万五千余）を、武器・兵糧自弁の上、召集する体制をとっていた。

初期太祖政権の基本構造は、概ね以上の通りであるが、従来、そこへ至る過程が史家の分析対象となることは稀であって、河世国や申忠一の観察はむしろアイシン（後金）国成立の前提として議論されてきた。しかしながら、挙兵後の太祖の足跡をたどって見ると、四年間の助走期を経過した万暦一五年をもって、政権が新たな発展の段階へと飛躍したことを知る。まず、フェ=アラ城の築城が万暦一五年（月次不詳）のことであり、その六月に太祖は「国政 *gurun i doro* を定め、悪事・争乱、賊盗・詐欺を禁じるべく、法度 *šajin kooli* を立て」⁴⁾、そして同年一一月には『明実録』に太祖の名が初見するのであるが、「奴兒哈赤益々驕りて患を為す」（万暦一五年一一月己丑〔四日〕条）とあるように、この時点ですでに明側からは警戒すべき新興勢力と認識されていた。ついで翌一六年、建州マンジュ諸部のドンゴ部・ワンギャ部その他を収服して実質的な統一がなり、経済的にも建州配当分の貢勅五百道を独占し、朝貢・馬市利権を一手に掌握する。さらに万暦一七年、ワンギャ部の残存勢力を併呑して名実ともに建州マンジュ国の覇者となり、その情報は逃亡女直人を通じて朝鮮側に「(老乙可赤) 群胡を脅制し、令に従ふ者は酒を饋め、令に違ふ者は斬頭す」（『李朝実録』宣祖二三〔万暦一七〕年七月丁巳条）と伝聞することになる。これは『李朝実録』における太祖の初見でもあった。やや遅れて、明王朝は太祖とこれを支援する遼東の軍閥李成梁の要請に応じて、女直に授与する武官としては最高位の都督〔僉事〕に任ずる（『明実録』万暦一七年九月乙卯条）が、それが太祖による建州支配の追認を意味したことは多言するまでもない。

以上見るごとく、太祖の政権構築は挙兵当初の第一期四年間で一応の基礎がさだまり、後に続く第二期三年間で一気に建州全域への支配拡大を達成したのである。この意味で、太祖が中小アンバンから大アンバン、あるいはアンバンを従える上位のアンバン（=ベイレ）へと脱皮する第一期の四年間は、アンバン権力のあり方、そしてそれらが上下に主従関係をなして結合する契機を理解する上で、軽視できない時期であったことは容易に首肯されよう。よって、以下しばらく、太祖を例示しながら中小アンバンをめぐる状況を探ってみよう。

太祖初期の事跡といえば、『旧満洲档』『満文老档』に欠落しているため、久しく『満洲実録』（こゝに第一・二巻）に依拠する他なかった。ところが、先般、崇徳初纂『太祖太后実録』の、満文草稿の一種とおぼしき档冊、『先のゲンギェン=ハンの優れた事蹟』“*nenehe (genggiyen) han i sain yabuha kooli*”（以下、便宜的に『先ハン档』と簡称する）が発見され、広く研究者の利用に供されることになった⁵⁾。この結果、『満洲実録』第一巻には未見の、新たな情報にもいくつか接することができるようになったが、そのひとつによると、「スレ=ベイレ *sure beile*（太祖）の住んだヘトゥ城の中の家 (*hetu hoton i dolo boo*)、少しだけ住んでいた」⁶⁾とある。父祖の復讐を口実に二五歳で挙兵した万暦一一年当時、太祖はヘトゥ城 *hetu hoton* を根城とする、ありふれた中小アンバンの一人に過ぎなかったわけである。また、「(太祖スレ=ベイレの) 村 *gašan* の南のヘトゥ=アラ」⁷⁾ともあって、ヘトゥ城の北に太祖属下の村落が位置したのであるから、城壁（といっても賊が梯子を竖てかけて登れる程度の高さ）内に住む少数の戸口というのは、木柵 *hashan* をめぐらせた太祖の屋敷および近親一党の

住居であったと思われる。この頃、太祖の居城の周囲数十里以内には、ウクスンuksun（父系同族集団）——この場合は太祖の祖父ギョチャンガとその五兄弟（ギョチャンガを含めてニングタ六祖という）から出自する血縁範囲——が五個所の城郭とこれに所属する村落に分住していたが、太祖はその大部分を敵にまわし、ほぼ孤立無援の状態にあった。当時、同族といえども利害の対立と反目から内部に亀裂を生じ、激しい内訌に転ずることはさしてめずらしい現象ではなかった。

挙兵当初、太祖の兵力は「家の子・郎党」というべき若年の諸弟、従者＝グチュ、家僕＝ボオイ＝ニヤルマ——これら三者が城内の居住者であろう——を上層戦力とし、下層に村落に居住する属民から徴用した兵士を配する重層的編成をとっており、これら全部を合計してもようやく五〇名足らず、三人の盟友、すなわちギヤムフ寨主ガハシャン＝ハスフ、ジャン河寨主チャンシュ・ヤンシュ兄弟らの勢力をあわせてさえ百名程度に過ぎなかった。満漢蒙三体『満洲実録』（万曆一二年五月条）によると、太祖勢力の中核をなす「小弟ら、グチュら、ボオイ＝ニヤルマ」“buya deote, gucose, booi niyalma”が、蒙文では“bay-a degü ner, nököd selte, ger ün kümün”と逐語的直訳的に対応するのに引きかえ、漢文は「弟兄親族」と対訳する。「親族」が「グチュら、ボオイ＝ニヤルマ」に該当することは明白であるが、現存する康熙重修『太祖実録』の稿本（初修・再修・三修）は、「諸弟及近侍・家人」（もしくは単に「諸弟及近侍」）⁸⁾と改訳し、満文の正確な漢訳を期そうとした痕跡が明瞭に取れる。ならば、「親族」は不完全な漢訳に過ぎず、まったく考慮に値しないかということ、そうとも速断し得ない。なぜなら、グチュgucuは「その首領（ノヤン）と共に生活し、これと悲喜を共にする」「言葉の全き意味における『家人』であった」⁹⁾と評されるモンゴル社会のノコルnököř/pl.nököd（原義「朋友」、通常「僚友/親兵」と和訳される）に比すべき存在であり、グチュが主君の「親族」に擬されたのも別段異とするに足りないからである。ましてボオイ＝ニヤルマに至っては、「家の人」を原義とした以上、たとえ主家に隷属する非血縁成員——詳細は後述する——であるにせよ、元来「親族」同様に意識され、遇されたに相違ないのである。要するに、「親族」とはグチュ・ボオイ＝ニヤルマと主人の間に醸しだされる身内同然の近しさに着目した意識であって、あながち不当な誤訳とはいいいきれない¹⁰⁾。

アンバンの身辺をかためる兄弟（や傍系の同族）、グチュ、ボオイ＝ニヤルマに対して、アンバンの支配下にある属民を、満文では民族名と同じくやはりジュシェンjušenと称した¹¹⁾。同一の表記では紛らわしいので、以後、民族名は「女直」、アンバンの属民は「ジュシェン」と表記し分けることにする。いま、満漢蒙三体『満洲実録』がこのジュシェンに付与する訳語を、天命建元以前に限って表示すると、〔表I-1〕のようになる¹²⁾。

表中の漢訳語彙は「部下之人」「部属」「部落」「本部軍民」「所属人民」などと一定しないながらも、「(首長に) 従属する人間集団」という意味では概ね共通する。この従属性を強調する修飾成分が満文harangga/蒙文qariy-a tu (No.4) であって、いずれも「属下・管下」を意味する（『五体清文鑑』卷三、設官部・旗分佐領類第一・haranggaの項）。これ以上に重視すべきは、ジュシェンが蒙文用例の半数においてalbatu/albataiと対訳される事実であって、アルバトゥないしアルバタイとは、モンゴル社会において領主/君侯(ejen-noyan)のために「アルバンalban（貢納・奉仕）供出の義務を負うもの」を指す。すでに先学が『建州紀程図記』（1595/1596）の記述をもとに指摘しているように、建州統一を果たしたフェ＝アラ時代（1587～1602）の太祖政権においては、主に①狩猟獲得物の貢納、②「屯田」（各ガシャンに設置された軍糧用田地）の賦役耕作、③運輸などの賦役労働、④兵役、といった四種のアルバンがジュシェンに課されていた¹³⁾。このうち、②は建州統一後によや

表 I-1 《『満洲実録』所掲のジュシェンとその訳語》

No.	頁	年月	満文用例	漢文語彙	モンゴル文語彙
1	24	万暦11	jušen i ton	部下之人	albatu
2	25	万暦11	jušen	編氓	albatu
3	36	万暦12.6	jušen/jušen	部属/部落	albatu/albatai
4	55	万暦16	harangga jušen irgen	本部軍民	qariy-a tu ulus
5	56	万暦16	jušen irgen	軍民	qariy-a tu ulus
6	86	万暦29.正	jušen irgen	人民	ulus
7	98	万暦35	jušen	所属人民	ulus
8	110	万暦40.10	jušen	民	albatu

く確認し得る事象である（後述）から、それ以前、各地に割拠したアンバンの勢力は、主に①③④の収取の上に成立していたであろう。「ジュシェンが皆叛けば、我らの身だけになった後、城を囲まれた時にどうして禦ぐのか」とか「奴隸ahaがなくなれば主人ejenはどうして暮らしていけようか。ジュシェンがなくなればベイレはどうして暮らしていけようか」という『満洲実録』中の太祖の発言¹⁴⁾は、ジュシェンの負担するアルバンがベイレを含むアンバンにとって死活的な重要性をもっていたことを端的に物語る。

ところで、ジュシェンからアルバンとして徴用した兵力は、通常、グチュ・ボオイ=ニヤルマの武力とともに、自衛および対外戦闘に動員されたけれども、アンバンはジュシェンの利害を無視して対外戦闘を専断強行する権限を保持しなかった。というのも、狩猟と同時に農耕にも従事するジュシェンにとっては、農繁期の用兵や長期の行軍は農業生産を阻害するため、そもそも実行困難であったからである。そればかりか、「露わに戦いとなって、（敵は）我らの穀物の穴蔵を掘ってすべて持ち去るだろう。食べる穀物がなくなれば、我らのジュシェンは皆叛くぞ¹⁵⁾」と、太祖自身が述べているように、形勢不利とみれば容易にアンバンを見捨てかねないジュシェンたちは、忠誠心や士気の点で全幅の信頼を寄せ得る対象ではなかった。それぞれ適例を挙げて解説しよう。

建州・海西ともに女直/満洲人の農耕生活は未詳の部分が多いものの、大体どちらも三月・四月に耕起・播種を行い、八月に収穫期を迎えていたようである。ここでは建州だけに論及しておくとして、すでに指摘のあるように、明代初期から中期にかけてしばしば繰り返された建州女直の大規模な集団移動は、あらかじめ播種を見込んで春季に集中する傾向があった¹⁶⁾。この他にも『李朝実録』に「春夏の間、彼の人（建州女直）の男女、田を耕し野に出づ」（中宗二三/1528年四月丁卯条）とあり、続いてその後文に「彼の胡、此の両月（三・四月）に当り、馬は山に牧し人は野に耕す」と見えている。一方、収穫については万暦三三（1605）年七月二八日、太祖の妹の婚家に所有使役された奴隸の李莫同（もと会寧府甫乙下鎮城底居住のワルカ部女直人）が満浦鎮に逃亡してきて、当地の官憲に「近日、稷田刈穫の事を以て湾遮部落に使送せらる」（『李朝実録』宣祖三八/1605年八月壬子[一〇日]条）と報告しているから、収穫は七月末ないし八月初めから始まったのであろう¹⁷⁾。よって、農繁期は三月～八月の半年であったことになる。

つぎに農期が軍事に及ぼした影響を確認すべく、太祖の用兵を『満洲実録』に検索してみると、建州統一以前において出兵時期が判明する事例は一四例を数える。しかし、月別の用兵頻度から有意味の相関関係を割り出すには、情報が質量ともに不十分なため、改めて対象範囲を天命建元の前

年にまで拡大し、その結果を一覧表に示すと〔表 I-2a/b〕のようになる。

一年を前後両期（三月～八月/九月～二月の各六ヶ月）に区分して比較すると、ほぼ農閑期に当たる後期が過半数の二二例（六五％）を占めるのに対し、農繁期に当たる前期は一二例（三五％）と少なく、就中、最も繁忙な三月・四月の用兵が各々わずか一次にとどまること、逆に収穫後の九月は一転して月別頻度が最多の六次に跳ねあがること、などから推して、建州統一の前後を問わず農繁期には用兵を避けた節が認められる¹⁸⁾。傍証を挙げよう。明代、朝鮮東北辺境の豆満江流域に分布した「兀良哈」(ワルカ部女直)は、朝鮮側から「藩胡」と呼称されたように、奥地の剽悍な女直諸集団に対する藩屏として保護された反面、政治的統合を防ぐために武力討伐を含む強力な干渉を被った。朝鮮当局の認識によれば「藩胡は則ち小醜なり。若し焚蕩して一たび巢穴を失へば、則ち蘇復し難し」(『李朝実録』宣祖三八/1605年五月壬寅条)とあって、討伐軍の行動は敵兵力を直接粉砕するよりも、本拠の村寨を衝いて生産基盤を根こそぎ焼き払う「焚蕩」(焦土)戦術を主眼とした。これ

表 I-2 a 《『満洲実録』所掲の戦闘（1583～1615年）とその用兵時期》

No.	頁	年	月	征討地方	No.	頁	年	月	征討地方	
1	25	万曆11	5	スクスフ部トゥルン城	17	76	万曆23	6	ホイファ国ドビ城	
2	26	〃	〃	ギヤバン城	18	79	万曆26	正	ワルカ部アンチュラク路	
3	28	〃	〃	スクスフ部サルフ城	19	84	万曆27	9	ハダ国攻滅	
4	32	万曆12	正	フネへ部ジョオギヤ城	20	92	万曆32	正	イエへ国ジャン・アキラン二城	
5	37	〃	〃	マルドゥン山寨	21	94	万曆35	2※	ワルカ部フィオ城住民の収容	
6	39	〃	〃	ドンゴ部チギダ城	22	99	〃	〃	5	ウエジ部ヘシへ等三路
				ワンギヤ部オンゴロ城	23	99	〃	〃	9	ホイファ国攻滅
7	44	万曆13	2	ジャイフィヤン等四城	24	102	万曆36	3	ウラ国イハン=アリン城	
8	46	〃	〃	ジャイフィヤン等五城	25	104	万曆37	12	ウエジ部フイエ路	
9	49	〃	〃	スクスフ部アントウ=グワルギヤ城	26	105	万曆38	11	ウエジ部ナムドゥル等四路	
					27	105	〃	〃	12	ウエジ部ヤラン路
10	49	万曆14	5	フネへ部ボイホン山寨	28	106	万曆39	7	ウエジ部ウルグチェン等二路	
11	49	〃	〃	ジェチェン部トモホ城	29	107	〃	〃	12	フルハ部ジャクタ城
12	52	万曆15	6	ジェチェン部アルタイの山寨	30	109	万曆40	9	ウラ国松花江沿岸の六城	
13	52	〃	〃	スクスフ部バルダ城	31	115	万曆41	正	ウラ国攻滅	
14	53	〃	〃	フネへ部ドゥン城	32	122	〃	〃	9	イエへ国ジャン等一九城
15	75	万曆21	10	長白山部ジュシエリ路	33	127	万曆42	11	ウエジ部ヤラン・シリ二路	
16	75	〃	〃	閏11	長白山部ネイエ路フォドホ山寨	34	134	万曆43	11	ウエジ部エヘ=クレン
						※ 『李朝実録』によって月次を確定 ¹⁹⁾				

表 I-2 b 《月別用兵頻度》（1583～1615年）

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	閏11月	12月	正月	2月
1	1	3	3	2	2	6	1	4	1	4	4	2

は女直諸集団のジュシェン層が農耕生産に密着し、「焚蕩」が女直人に回復不能の打撃を与える最も有効な戦術と目されたために他ならない²⁰⁾。

一方、戦闘の持続期間が判明する建州統一以前の事例は、マルドゥン山寨（万暦一二/1584年）とジョオギヤ城（万暦一七/1589年）の攻城戦を数えるのみである。通常、攻城戦の遂行は野戦に比して長時間を要したはずであるが、その場合でさえ、二例とも陥落までわずか四日間の包囲にとどまる²¹⁾。というより、長期の包囲は断念する他ないのが実情であった。ところが、建州統一後四年目の長白山部ネイェン路遠征（万暦二一年）になると、様相は一変する。このとき、該路の七ガシャンを率いるアンバン、セオウエンとセクシが徹底抗戦の構えを見せて籠城するフォドホ山寨を、エイドゥ=バトゥル、ガガイ=ジャルグチ、シヨンコロ=バトゥル三大臣麾下の兵一千が閏一月から「日毎に攻め」たて、「三月囲んで四月目に」²²⁾遂に陥落させたという。こうした持久戦の遂行能力を劇的に向上させた契機こそ、申忠一『建州紀程図記』（以下『紀程図記』と略称）のいうところの「屯田」であって、

一、糧餉。奴酋、各処の部落に屯田を例置し、其の部落の酋長をして耕穫を掌治せしむ。其の部に置き、而して時に臨んで取用するに因り、城中に積置せずと云ふ。

とある。太祖は建州統一後、各ガシャンのアンバン（「部落の酋長」）にジュシェンの共同耕作による「屯田」（alban usin）の設置、およびその収穫=兵糧の備蓄を義務づけており²³⁾、これを前提として農繁期に制約されつつも、太祖ははじめて兵力（兵士の主体はジュシェン）を長期にわたって動員することが可能となったのである。

つぎに戦闘中の軍紀に目を転ずると、太祖がワンギヤ部の残党ニングチン=ジャンギンを降した、万暦一七年のジョオギヤ城攻めがはなはだ示唆に富む。この戦闘の勝利をもって建州統一は名実ともに完成するのであるが、それからほどなく朝鮮に逃帰してきた建州女直人が異口同音に太祖の辣腕を「群胡を脅制し、令に従ふ者は酒を饋め、令に違ふ者は斬頭す」（前引『李朝実録』）と語っているから、太祖の威令は統一と同時に確立されたかに見える。ところが、ジョオギヤ城の戦闘に発見するものは、意外にも「脅制」による威令とは裏腹な軍紀の乱れであった。包囲の四日目、落城を目前にして緊張の緩んだ兵士たちは城外の人畜財物を我勝ちに奪いあつたすえ、紀律が乱れて同士討ちの危険さえ生じた。太祖は二度までも着用の鎧を使者（その一人はアンバン）に着せて遣わし、統制回復と戦闘続行を命ずるが、その使者までが掠奪に奔走するという醜態を露呈する。『満洲実録』は、このとき城内から出撃してきた敵兵に、ウクスンのワンシャンが討ち取られそうになり、太祖自身が間一髪これを救出するという武勇談を挿入しているが、この挿話が浮き彫りにするものは太祖の雄姿であるよりも、むしろジュシェン（とアンバン）を戦闘に駆り立てる誘因としての物質的な利得と、それがゆえに回避困難な軍紀の壊乱であった。太祖が「群胡を脅制した」とされるこの時期に至ってさえ、ジュシェン（ときとしてアンバンも）は太祖に懽服していたわけではなく、油断すればたちまち統制を失う危うさと隣り合っていたとすれば、これに先立つ時期の状況は、あえて問うまでもあるまい。

このように太祖の建州統一以前、アンバンはその勢力が弱小であるほど、頼みにならぬジュシェンを統制するためにも、親近なグチュ、ボオイ=ニヤルマへの軍事的依存はなおさら切実なものとなった。別稿でもふれたように、アンバンによるジュシェン支配の具体相を物語る史料は、管見の範囲では、晩出ながら「薩布素伝」（『陳學士文集』卷一〇所収）がほぼ唯一の記録である。その冒頭によれば、黒龍江將軍として著名な薩布素（フチャ氏）の家系は始祖チュンシュン（充舜）以来、ワ

ルカ部のヨクトンゴ（約克通鄂）城——豆満江支流ガハリ河の下流域——のアンバンを世襲し、曾祖哈木都・祖父哈爾蘇に至って太祖に投じたものであった。さらに同伝は始祖チュンシュンがアンバンとなった機縁について、

これより名は益々著はれ、帰附日々に衆し。乃ちこれが為に分田・授室し、人ごとに牛種を給して、これが約束を立つ。ここに於いて居る所の城邑もて、世々約克通鄂城長と為り、哈木都に及んで所部を以て来帰す。

と言及する。要するに、チュンシュンはその盛名を慕って周辺の別地から「帰附」し、「所部」（＝ジュシェン）となったものたちに、田地の分給と耕牛種子の支給、つまり生産手段の給付とこれによる再生産過程の保障を通じて「約束」＝統属関係を打ち立てたのであり、筆者は以前一般化には逡巡しつつも、これをアンバンによるアルバン収取の支柱と解釈したことがある²⁴⁾。

しかしながら、ヨクトンゴ城のごとくジュシェンが通常、田地・耕牛・種子の受給なくしては再生産すらままならないほど脆弱な基盤しか保持しなかったのであれば、それらの給付を仰ぐアンバンとの関係は、いきおい厳格な隷属性をもって特徴づけられたはずである。上のように解釈した根拠はここにあるが、改めて考えてみると、前記のジュシェン像と齟齬をきたすばかりではなく、現に『紀程図記』には万暦二三、四（1595/96）年頃の建州マンジュ^{グルン}国に関する実見談として、

一、胡人等言はく「前に在りては則ち胡人の凡そ出入する者有れば、必ず弓箭を佩び、以て相侵害搶掠の患を避く。王子（＝太祖）管束してよりの後、遠近行走するに只だ馬鞭を持つのみ。王子の威徳、擬議する所無し」と。或いは云はく「前は則ち一に自意に任じて行止し、亦た且つ田獵して生に資す。今は則ち既に行止を束ねられ、又た獵する所を納む。彼を畏れて言はずと雖ども、中心豈に怨忘（怨苦/怨望？）無からんや」と云ふ。

という記述もある。すでに建州統一から六、七年を経過し、太祖の「威徳」＝強権下において建州領域内の秩序と平和が名実ともに確立された反面、ジュシェンに対する束縛と収奪の強化も、かれらの不満を内向させつつ、同時に進行していた状況を物語って余すところがない。別言すれば、建州統一以前のアンバン割拠時代においては、ジュシェンは相対的により自由な、基本的に武装自衛権と自己の経営を保有する人々と理解すべき存在であって、「管束」に対する「怨忘」の生ずる所もここにあった。従って、ヨクトンゴ城の場合、経済的な窮迫の結果、余儀なく各地から「帰附」してきた避難民というべく、この事例を典型的な、もしくは代表的なジュシェン像と看做すことは難しいと考えられる。

ジュシェンの性格が概略、このように自立的なものであったとすれば、アンバンがかれらから各種のアルバンを確実に収取するためには、物理的強制力の行使ないしそれに裏づけられた威圧が不可欠の前提をなしていたであろう。結論を先取りすれば、その必要を満たす武力こそ、アンバンを家父長としてこれに恭順を誓い、私的忠誠関係によって結合する身内同然のグチュ（従臣型・家僕型）であり、またボオイ＝ニャルマであった。と同時に、『紀程図記』がいう太祖の「威徳」の本質とは、単に建州マンジュ国内の秩序・平和を維持する公的権力にとどまらず、自立的なジュシェンに対する有効支配を志向するアンバンたちの輿望が太祖に収斂した、いわば階層的意志の発現でもあったわけである。

二、ボオイ=ニヤルマの性格——アハとの対比における——

アンバンの私的武力としてグチュとボオイ=ニヤルマの活躍を促した社会的背景には、もう一つの要因が考えられる。太祖挙兵時のアンバン層は、ムクン mukūn ないしウクスン uksun と称される父系出自集団のなかでも、比較的世代深度が浅く、かつ地縁化された範囲を同族結合の基幹となしていたが、成員相互に生ずる利害の錯綜と矛盾によって、その結合さえ必ずしも強固なものとはいえなかった。そのことは『満洲実録』が当時の状況を「兄弟の仲さえ殺し」云々と要約するように、かすかすの証左がある。ここでは著名なエイドゥ=バトゥルを例にとって一瞥しておこう。ニユフル氏のエイドゥはもともと建州イエンゲ地方のアンバン、ドゥリングエ=バトゥルの子であったが、幼くして父母が横死を遂げたために、姑母（父の姉妹）の嫁ぎ先であったムトゥンガ=バトゥル（ギヤムフ寨のアンバンでガハジャン=ハスフの父）を頼って保護を仰ぐ。その後、弱冠一三歳で首尾よく父母の仇を討ち、一九歳の折に太祖と出会い、単身これに投じて以来、終生グチュとして臣従することになる。ときに万暦八（1580）年、太祖は二二歳であった。

この経緯から分明するように、エイドゥは父母の死後、身寄りといえば族外に婚出した姑母を頼むしかなかったほどであるから、自己のムクン（ないしウクスン）からは疎外され、保護と援助を期待できない状況下にあった。エイドゥを庇護下に置いた太祖自身、その三年後、父祖の横死を契機として自己のウクスン（ニングタ五祖の子孫一門）と深刻な敵対関係に突入することに留意すれば、同族結合は各成員に族内の平和と族外に対する保護を約束する機能すら、分断と弱体化を余儀なくされていたのである。換言すれば、当時、女直社会の趨勢は総じて、ほころびの目立つ同族結合を補完する、しかしそれとは別種の、より私的で緊密強固な人的結合を希求する方向にあったといえ、その延長線上にグチュとボオイ=ニヤルマの活躍を位置づけることができよう。

実際、アンバンが自己の身辺をかため、勢力を拡大しようとするとき、主人 ejen との私的結合に貫かれたボオイ=ニヤルマ（家僕）ほど、この任に適した存在はないといってよい。ただ、前稿ではグチュに関心を集中し、ボオイ=ニヤルマの実体にまで立ち入った検討を行う余裕がなかったので、以下しばらく知るところを述べてみよう。

従来、入関前、ことに太祖期のボオイ=ニヤルマに関する専論はなく、清代皇室の家政機関として著名な内務府を構成する上三旗「^{ボオイ}包衣」との関連で、付随的に論及されるに過ぎなかった。内務府の構造と機能に関する先駆的な業績をあげた鄭天挺氏をはじめ、中国の研究者は大體、「包衣」について、その実体は戦争の俘獲（満文オルジ olji）を主要な来源とする「家僕」であって、アハ aha（奴僕・奴隸）との間に本質的な差別はなく、両者は同一の存在に対する別称に過ぎないと認識に立つようである²⁵⁾。近年、最も包括的な内務府研究をものした祁美琴氏も、基本的に如上の観点を継承しながら、ボオイ=ニヤルマのなかでも、主人との関係、労働の苛酷さ、地位の上下の三点において、より下層に位置するものがボオイ=アハであったと主張する²⁶⁾。つまり、祁氏においては、ボオイ=ニヤルマがボオイ=アハを包摂する上位概念であったことになる。なお、アハならびにボオイ=ニヤルマの来源問題、特に女直統一段階のそれについては、筆者自身いまだ開陳するほどの成案を得ていないため、本稿ではこれ以上深入りせず、後考に待つこととする。

鄭天挺氏らの見解とは別に、石橋秀雄氏は太祖時代に関する満文史料の双璧、『満洲実録』と『満文太祖老檔』からアハの用例を網羅し、詳細な逐条的分析を加えつつ、アハの社会的性格を以下のように概括している²⁷⁾。

一般に奴隸とか奴僕などと訳される清初（この場合は天命期—筆者補）のアハは、基本的に家の aha であり、主人 [ejen] は家を所有する立場であることから家 (boo) を媒介とした ejen-aha の関係が成り立つことになると考えられる。しかも、ejen に使役される aha の仕事として田の耕作が重視されていたと考えられる。したがって、清初のアハをもし奴隸として性格づけるとするならば、基本的には家内奴隸（典型的な生産/労働奴隸に対置される意味でのそれとは違って、より広義の—筆者補）というべきであろう。

さらに、この指摘が太宗の天聰年間にも同様にあてはまることを、『満文太宗老檔』と『天聰九年檔』から網羅した用例を通じて確認する²⁸⁾ 一方、アハとボォイ=ニヤルマの関係については、『太宗老檔』『天聰九年檔』の用例に対応する漢文『太宗実録』の多様な漢訳語彙に「家人」のごとく双方に共通するものがあり、類似性が看取されるものの、同義語であるか否かは必ずしも明確ではない、として慎重に断定を避けている²⁹⁾。

そこで、まず語義面からアハとボォイ=ニヤルマの異同を明確化すべく、以下の四表を作成する。ここには漢訳語彙のみならず、石橋氏が視野に入れなかった蒙文の訳語も対象に加えておいた。また、表中に掲げたアハに関する限り、用例は基本的に石橋氏の挙例に準拠しているが、対応する漢文・蒙文の訳語を二つとも欠くものはすべて割愛してある。

表 II - 1 《アハの訳語—太祖期》（満漢蒙三体『満洲実録』³⁰⁾）

No.	頁	年月日	満文用例	漢語	モンゴル語
1	14	隆慶3	aha	—	boγol aran
2	87	万曆29	booi aha	奴 僕	aran boγol
3	110	万曆40.10	aha	僕	boγol
4	119	万曆41	aha	—	kitad, boγol
5	147	天命3.2	aha	奴	boγol aran
6	163	天命3.4	booi aha	奴 僕	boγol aran
7	171	天命3.9/25	usin weilere aha	農 夫	tariyačīn
8	172	天命3.10/20	aha	男 婦	boγol aran
9	205	天命4.6/8	niyalma[参考例]	男 婦	boγol aran
10	211	天命4.7	aha	奴	boγol aran
11	253	天命6.閏2/11	aha	僕	boγol
12	283	天命6.11/18	aha	奴 僕	boγol aran
13	293	天命7.2/16	aha	奴 婢	boγol aran
14	299	天命8.正	aha	奴 僕	boγol aran
15	310	天命9.正	usin weilere aha	田 卒	tariqu boγol
16	320	天命10.正	aha	奴	boγol aran
17	334	天命10.10	booi aha	奴 僕	aran boγol

表Ⅱ-2 《アハの訳語—太宗期》（『太宗老档』『天聰九年档』³¹⁾ ⇔ 『太宗実録』）

No.	頁	満文用例	『実録』年次	漢語	No.	頁	満文用例	『実録』年次	漢語
1	96	aha	天聰元.7/癸未	僕	10	303	aha	天聰9.9/壬申	僕 従
2	103	aha	天聰元.9/甲子朔	家人	11	330	booi aha	天聰9.10/丙午	其家奴僕
3	327	booi aha × 2	天聰4.2/壬申	家人/奴僕	12	942	booi aha	天聰10.2/庚寅	家人
4	416	booi aha × 2	天聰4.6/乙卯	奴僕 × 2	13	1009	aha	崇徳元.4/壬寅	奴 隸
5	422	aha × 3	天聰4.6/乙卯	奴 × 3	14	1224	aha	崇徳元.8/辛巳	奴 僕
6	556	aha	天聰5.9/庚辰	奴	15	1310	booi aha	崇徳元.10/戊寅	家人
7	844	aha	天聰6.8/甲午	奴	16	1311	aha	崇徳元.10/己卯	奴 僕
8	860	booi aha	天聰6.10/癸未	家 奴	17	1315	aha	崇徳元.10/癸未	奴 僕
9	234	aha	天聰9.7/癸酉	奴	18	1333	aha	崇徳元.10/丙戌	奴 僕

備考：下線部は『天聰九年档』の用例である。以下同じ。

表Ⅱ-3 《ボオイ=ニヤルマの訳語—太祖期》（満漢蒙三体『満洲実録』）

No.	頁	年次	満文用例	漢語	モンゴル語
1	11	万曆初年?	booi <u>ekcin</u> gebungge niyalma	部 落	gerteki kümün ³²⁾
2	31	万曆11.6	booi <u>pahai</u> gebungge niyalma	部 落	ger ün kümün
3	34	万曆12.4	booi niyalma	家 人	ger ün kümün
4	34	万曆12.4	booi <u>loohan</u> gebungge niyalma	家 人	ger ün kümün
5	35	万曆12.5	booi emu hehe	侍 婢	ger ün nigen em-e
6	36	万曆12.5	gucuse, booi niyalma	親 族	nököd selte, ger ün kümün
7	47	万曆13.4	booi <u>yambulu</u> , <u>uringga</u>	家 人	ger ün kümün
8	65	万曆21.6	booi <u>taimbulu</u> gebungge niyalma	家 人	ger ün kümün
9	90	万曆31	booi <u>nantai</u> gebungge niyalma	家 人	ger iyen kümün

備考：表中の網かけ部分は人名であるが、漢語・モンゴル語欄では煩雑を避けて表記から省略してある。

表Ⅱ-4 《ボオイ=ニヤルマの訳語—太宗期》（『太宗老档』『天聰九年档』 ⇔ 『太宗実録』）

No.	頁	満文用例	『実録』年月日	漢語	No.	頁	満文用例	『実録』年月日	漢語
1	185	booi niyalma ※	天聰7.11/戊申	家人	7	943	booi niyalma	天聰10.2/庚寅	家人
2	81	booi niyalma	天聰9.2/癸卯	家人	8	1147	booi niyalma	崇徳元.6/戊戌	家人
3	134	booi <u>šoli</u>	天聰9.5/丙辰	家人	9	1353	booi <u>šui ting gioi</u>	崇徳元.10/戊子	家人
4	207	booi niyalma	天聰9.7/壬戌	家 僕	10	1379	booi niyalma × 4	崇徳元.11/甲辰	家 人 × 4
5	302	booi <u>loosa</u>	天聰9.9/壬申	家 僕					
6	368	booi niyalma	天聰9.12/辛巳	家 僕	※この一例は清代史研究会訳注『内国史院档/天聰七年』に依拠				

以上、太祖期と太宗期について計四表を作成し、アハとボオイ=ニャルマの訳語面における異同を列挙してみた。各用例をその位置する文脈に即して逐一検討する作業は石橋氏の研究にほぼ尽くされているので、委細はすべてそちらに譲るとして、ここでは当面、訳語の用法に着目して議論を進めよう。

行論の便宜上、はじめに用語の統一を図っておきたい。というのも、清初史研究者は多くの場合、ボオイ（包衣）をボオイ=ニャルマの簡称と看做し、ことさら両者を区別しないのであるが、筆者は以下の理由により、この慣行を誤解を招きやすい不正確な表記と判断するからである。いま、〔表Ⅱ-3〕と〔表Ⅱ-4〕、および次章に掲げる〔表Ⅲ〕も加味して、ボオイ=ニャルマの表記形式を通観して見ると、すべてつぎに挙げる種類のどれかに属する。すなわち、第一は特定の人名に繋げられる類型であり、これはさらに①説明的記述的な「家の…と称する者」（→例〔表Ⅱ-3〕No.1等）、②より簡略で呼称的な「家の…」（→例〔表Ⅱ-3〕No.7等）、③従事する職掌を含む「家の～する…」（→例〔表Ⅲ〕No.4等）の三者に区分され得る。第二は人名を特定しない類型であり、④「家の者」（→例〔表Ⅱ-3〕No.3等）、⑤従事する職掌を含む「家の～する者」（→例〔表Ⅲ〕No.9等）の二者がある。以上の分類から判明することは、特定の人名や職掌などの修飾成分を随伴することなしに、「ボオイ」booi一語だけが独立してボオイ=ニャルマ全般を指示する確実な用例は、ひとり〔表Ⅱ-3〕のみならず、〔表Ⅱ-4〕・〔表Ⅲ〕にもまったく看取されないという事実である。別言すれば、ボオイ=ニャルマをボオイと略称する慣用は、入関前に関する限り成立しない³³⁾のであって、本稿の叙述ではこれまで通り、煩を厭わずボオイ=ニャルマと表記し続けるはずである。

翻って、上記の諸表から帰納すべき最も顕著な現象は、〔表Ⅱ-1/3〕に観察されるように、太祖期のアハとボオイ=ニャルマに対して『満洲実録』の漢文（固有名詞の表記を除き、『太祖武皇帝実録』と同じく最も古い形態をとどめる）と蒙文が各々まったく異なる訳語を引き当て、相互に錯雑しない事実である。アハの訳語としては〔奴僕/boɣol aran〕(boɣolは奴隸、aranは人の意)が、ボオイ=ニャルマのそれとしては〔家人/ger ün kümün (家の人)]が最も高い選択頻度を記録し、〔部落/gerteki kümün (家にいる人)～ger ün kümün]がそれにつぐ。「部落」という用語は実はボオイ=ニャルマのみならず、ジュシェンjušen (属民)に対する訳語としても登場する(前掲〔表Ⅰ-1〕No.3)。件の康熙重修『太祖実録』稿本は三種とも、このボオイ=ニャルマ=「部落」を「家人」、ジュシェン=「部落」を「部下」と、より明快な訳語に置き換えている³⁴⁾から、「部落」とはこの場合、「家人」を含む部下・属下・手下というほどの包括的用語に過ぎない³⁵⁾。

つぎに〔表Ⅱ-2/4〕を瞥見すると、『太宗老档』『天聰九年档』に見えるアハとボオイ=ニャルマに対する『太宗実録』の漢訳語彙は、〔表Ⅱ-1/3〕と様相を異にしており、後者に観察された使い分けの鮮明さがやや後退する。すなわち、〔表Ⅱ-4〕が〔表Ⅱ-3〕におけると同じく、ボオイ=ニャルマを尽く〔家人/家僕〕と漢訳する点では、依然として変化がないのに対して、〔表Ⅱ-2〕ではアハを〔奴僕〕と漢訳するのと並んで、石橋氏の指摘する通り新たに〔家人〕の訳語も現れ(計四例)、ためにボオイ=ニャルマとの区別が少しく曖昧になっている。これは『太宗実録』のアハがしばしばボオイ=アハbooi ahaとしても登場する(計八例)ように、「基本的に家のaha」(前引石橋論文)として存在したためと考えられなくもないが、『満洲実録』のボオイ=アハ(〔表Ⅱ-1〕No.2・6・17)がすべて〔奴僕/boɣol aran〕としか対訳されていないことも一個の事実である。

如上の検討から導かれる結論はつぎの二点である。①『満洲実録』および『太宗老档』『太宗実録』を通じて、ボオイ=ニャルマ〔家人・家僕/ger ün kümün〕に対して〔奴僕/boɣol aran〕の

訳語を引き当てた事例はひとつとしてなく、この点でアハとの区別は明瞭である。しかし、②『太宗老檔』のアハ、特にボオイ=アハが、『太宗実録』の表記において「家人」として登場する事例は、ボオイ=ニヤルマとアハを截然と区別し、後者を一義的に「奴僕」と断定してしまうことに少なからぬ疑問を投ずる。問題の焦点は従って、この二点を矛盾なく整合させ得るのか否かに存するが、満漢・満蒙の語彙対応からはこれ以上の掘り下げは困難である。

さて、ここまでは満洲語系列 [booi niyalma - booi aha - aha] に対する漢語系列 [家僕 - 家人 - 奴僕] とモンゴル語系列 [ger ün kümün - boyol aran] の対応関係を中心に検討してきたが、つぎに満洲語・漢語各系列内における語彙相互の関係に視点を移してみよう。満洲語系列に関してはわずかに二例にとどまるものの、驚くべきことにアハをもってボオイ=ニヤルマに代置した用例が、『太祖老檔』天命年間後期の部分に確認される。すなわち、天命七年六月一九日条³⁶⁾に

シラナの弟アナの妻は無法にも booi hehe (家の婢) の女陰を灼いたので死罪としていたが、鼻耳を刺した。booi aha hehe (家の奴隷女) には、「汝は是であるにも拘らず何故逃げたのか」と、鼻耳を削ぎ、法官が取り上げた。

とあり、傷害を被ったボオイ=へへ (女性のボオイ=ニヤルマ) と逃亡したボオイ=アハの一致は多言するまでもない。さらに、天命八年三月二五日条³⁷⁾にも

岫巖の備禦キョオ=バン=クイが毛文龍に内通したのを、キョオ=バン=クイの booi niyalma (家の者) が告発したので、キョオ=バン=クイの一族を皆誅した。キョオ=バン=クイの妻、家のすべてのものを、皆告発した aha (奴隷) に与えた。

とあり、これまたボオイ=ニヤルマとアハの指示する対象は明らかに同一であった。二例とも一旦ボオイ=ニヤルマとして現れた人物を、同一記事の直後でアハと言い換えた事例であり、管見の範囲ではその逆の言い換えは見当たらなかった。しかも、注意を喚起しておく必要があるのは、上記二例はいずれも犯罪事案の法的処断においてボオイ=ニヤルマをアハと言い換えているという事実であって、単なる慣用的表現ではあり得ない。

漢語系列については漢文『太宗実録』に、同一人物にもかかわらず、家僕・家人・奴僕の三様に言い換えられた寧完我 (漢軍正紅旗人) の実例がある。寧完我は太宗が文館の学士に任じ参将に抜擢した人物であって、『太宗老檔』はその出身を公式に「寧完我は最初サハリヤン=ベイレのボオイ=アハであった」(『老檔』天聰一〇年二月一五日条/[表Ⅱ-2] No.12) と記す。これが『太宗実録』の該当箇所 (天聰一〇年二月庚寅条) では「寧完我は原と貝勒薩哈廉の家人に属す」となっており、家人とボオイ=アハが対応する。この種の対応についてはすでに触れておいた。ところが、寧完我自身はその上疏において自分が「皇上の、これを奴隷より出だし、これを将列に登ぼす」(『実録』天聰五年一二月壬辰条) 恩恵を蒙った身の上だと言明している。朱延慶 (鑲藍旗参将朱繼文の長子) に至っては、寧完我を名指して「(薩哈廉) 貝勒の家僕」(『実録』天聰八年一二月丙午条/『天聰朝臣工奏議』卷下「朱延慶薦举人才奏」) と発言する。つまり、寧完我においては自称としての奴隷 (奴僕)、他称としての家僕、公称としての家人が等置され、重複しあっていたことになる。

上記の用例を勘案してみるに、これらはボオイ=アハの少なくとも一部——全部と断言できれば論旨はよほど明快になるが、遺憾ながらいまはそうするだけの用意がない——がボオイ=ニヤルマであり、同時に両者が大きくアハに内包され、法的な身分において三者を峻別すべき差異はなかったという社会的な現実なり通念がなければ、説明し得ない現象ではあろう。その上で、なおボオイ=ニヤルマとアハをわかち要素を提示するとすれば、やはり先に一言した主人・主家による「親族」

(身内)意識の有無に帰着せざるを得ないであろう。この身内意識を物語る好個の史料が、奇しくも清朝の入関(1644年)に立ち会った越前漂流民の見聞記たる『韃靼漂流記』³⁸⁾であって、そのなかに一、主と下人との作法、親と子との如くに見へ申し候。召仕へ候者をいたはり候事、子の如くに仕り候。又主をおもひ候事、親の如くに仕り候ゆへ、上下共に親しく見へ申し候。大名衆の義は存ぜず候。十人二十人ほど召仕ひ候人、又はそれ以下はこの通りの様子に見へ申し候。下人何ほど召仕ひ候とも、のこらず女房を持たせ、夫婦共に扶持仕り候。

という有名な一文³⁹⁾がある。『韃靼漂流記』が日本人漂流民たちの満洲人に対する好意的肯定的評価を基調とすることは一読すれば明白であるが、それが清朝側の手厚い保護——多分に政治的ではあったが——への感謝のみならず、相互の気質的な親近感に根差していたことは随所に言及がある。「主と下人との作法」に見られる「親と子との如」き親密さなどは、まさにその共感を示唆する積極的な証言のひとつであるといつてよい。

この一節によると、漂流民たちは「大名衆」(高級旗人武将)の屋敷内までは親しく実見しなかったにせよ、入関前後の中下級満洲旗人の家屋には、通常、家長たる旗人を「主」人として、これを「親の如くに仕り」、これに「子の如くに」奉仕する「十人二十人ほど」、「又はそれ以下」の「下人」夫婦が召使われていたという。「下人」の日本史的含意は単純ではないが、時代的には戦国期から近世における「代々隷属する財産としての」⁴⁰⁾、「家内奴隸的存在の譜代下人」⁴¹⁾と理解して大過なかる。その限りで「下人」はアハに照応する身分概念と見て誤らないけれども、主人は下人を「いたはり」、下人は主人を「おもひ」、「親と子との如くに見へ」という現実、アハ身分全般というより、すぐれてボオイ=ニャルマ「家の人」に妥当する観察であった。なお、上文の「大名衆」とは、漂流民の伝聞した「韃靼」語(一七世紀中期の口語満洲語)の「アバソ」⁴²⁾、すなわち文語満洲語のアンバサ「大臣ら」(amban/ pl.ambasa)に相当し、ほぼ八旗高級武官と解してよい。

かかる擬制的な家族/身内意識を生ずる基底については、李民寯の『建州聞見録』(天命四・五[1619/1620]年のアイシン[後金]国を活写)が以下のような観察を残している。

窩舎の制、覆ふに女瓦を以てす。柱は皆地に挿す。……主僕男女、其の中に混処す。卒胡の家は草を蓋ひ土を覆ふも、而れども制は則ち一様なり。……奴酋及び諸子より下は卒胡に至るまで、皆奴婢(互ひに相買売す)・農庄(将胡は則ち多きは五十余所に至る)を有す。奴婢は耕作し、以て主に輸す。〔()内は割注〕

見る通りアハとボオイ=ニャルマの差異は、主人の所有する「農庄(=莊園 tokso)で耕作し、主に輸す奴婢」と「窩舎(=家屋 boo)内に主人家族と混処する家僕」との空間的対比において明示されたのである。換言すれば、アハ身分に属しつつ主家の屋敷内に同居し、主人=家父長の擬制的家族成員として遇された非血縁者を特にボオイ=ニャルマと称した、と結論することができよう。こうしたボオイ=ニャルマの性格、ならびに次章で述べるその服务内容——家内の各種雑役——から推断して、彼らこそ「家内奴隸」と呼ぶに相応しい。

三、ヌルハチ周辺のボオイ=ニャルマとその職掌

小論冒頭でも述べたように、建州五部と海西四国はともにアンバンの連合ないし糾合の上に成立し、マンジュ国の基本構造にしてもその例外ではなかった。太祖はそうしたアンバンの家柄に生まれ、さして有力でもない中小アンバンの一人として険しい人生の出発点に立つ。太祖は一〇歳で生

母と死別した後、一六歳でトゥンギャ氏ハハナ=ジャチンを妻に迎え、分家独立したのが一九歳（拳兵の六年前）のことである。分家の際、里方ハダ=ナラ氏の威を借る後妻ケンジェの言に惑わされた父タクシは、『先ハン档』によると、アハ百余人をはじめとする潤沢な家産から、わずかに「あれやこれやと六人の男子、五人の女子、二頭の馬、四頭の牛」⁴³⁾しか分与せず、太祖の洩らした不満にも一切耳を貸そうとしなかった。

このため、太祖は「大いに貧窮し苦しみ暮らし、一人で商売にも行」き、「鷹をも放」ち、「二十一歳になった後、着る、食べる、騎乗する、使役する道を少し得て暮らし始めた」⁴⁴⁾という。つまり、生計の基盤がようやく安定する二一歳頃までは、いまだ太祖が「一人で」商売（撫順などの馬市への出入）や鷹狩りに従事せねばならなかったわけであるから、「六人の男子、五人の女子」からなるアハは耕牛四頭を用いた田作に加えて、家内の雑役全般にも従事していたのではあるまいか。前掲〔表Ⅱ-3〕などによると、拳兵（二五歳、万暦一一/1583年）当初、太祖が使役していたボオイ=ニヤルマには、人名が判明するものだけで少なくともパハイ・ロオハン・ヤンプル・ウリンガ・バスの五名を確認し得るが、これら五人を上記「六人の男子」とただちに同一視してよいものか、残念ながら明証を欠く。ただ、『先ハン档』にも明文があるごとく、太祖が四年後の二五歳のとき、すでにトクソ（莊園）の所有者であった⁴⁵⁾以上、この時点でパハイ以下のボオイ=ニヤルマ五名とは別に、耕作に専従するアハを使役していたことは確実である。

以上を念頭に置いて、〔表Ⅱ-3〕に掲げた太祖周辺のボオイ=ニヤルマ（No.2・3・4・5・6・7）をそれぞれ瞥見しておこう。No.2パハイは太祖の拳兵間もない頃、ニングタ五祖の一党が放った刺客が夜間、太祖を狙って侵入し、これに刺殺されたボオイ=ニヤルマで、その折、屋敷内の「窓に脚を載せて臥し」⁴⁶⁾ていたというから、不寝番でもして寝込んだところを刺殺されたのであろう。No.3・4のロオハンは、やはり闇夜に屋敷へ忍び込んだ別の刺客を太祖が太刀の背で峰打ちにして昏倒させたとき、縛りあげるために呼びつけたボオイ=ニヤルマである。No.5は太祖の屋敷内にある竈のそばで糠灯を明滅させて刺客に内応し、その潜入を手引きしたボオイ=ヘヘ（「家の女」=漢訳「侍婢」、後述のスラ=ヘヘに該当）であり、No.6はその刺客の頭部を峰打ちにして太祖が捕縛した際、急を聞いて駆けつけた「グチュら、ボオイ=ニヤルマ」である。No.7ヤンプル・ウリンガは、手勢を引き離して突出先行した太祖と庶弟ムルハチの周囲を離れず、肩を並べて奮戦し、わずかこの四人でトモホ等五城の敵兵八百人を蹴散らした豪勇のボオイ=ニヤルマである。『先ハン档』によると、上記のパハイは子持ち、つまり妻帯者であり、また太祖所属のフジ寨を襲撃したハダ国の兵をアン=フィヤング（シヨンコロ=バトル）とともに追撃したバスン（『満洲実録』万暦一一年条）がボオイ=ニヤルマと明記されている⁴⁷⁾。ともかく、拳兵当初、いまだ一個の中小アンバンに過ぎない太祖に仕えたボオイ=ニヤルマの役割が、主人の身边を昼夜警護し、ともに奮戦する軍事的側面において際立っていたことはいささかの疑いもない。

対する〔表Ⅱ-3〕No.1・8・9三名は、いずれも太祖以外の主人に仕えたボオイ=ニヤルマである。No.1エクチンは主人ソオチャング（太祖の伯祖）に耳寄りな情報の注進に及び、No.8タイムブルは主人のハダ国主メンゲブル=ベイレがフルギャチ寨に太祖の追撃を受けて乗馬を射倒されたとき、メンゲブルに馬を譲って窮地を救い、自分は徒歩で脱出している。No.9のナンタイは、病床にあった太祖第三の大妃イエヘ=ナラ氏モンゴ=ジェジェが死期を悟り、生母に一目会いたいと懇望したとき、これをすげなく拒んだ実家の兄イエヘ国主ナリンブル=ベイレが、生母の代わりに遣わしてきたボオイ=ニヤルマである。

右、天命建元以前の用例をすべて掲げてみた。以上から容易に分明するように、ハン・ベイレ・アンバンといった領主層の館や屋敷の敷地内にはボォイ=ニャルマが単独ないし家族ぐるみで住み込み、主人の利益になる情報と見れば注進に及び、主家警護のために夜間の宿衛を務め、また主家の代理人として使者に立つこともあった。さらに、戦闘においては主人の身辺を離れず、主人の危難を救うためには一命を賭すことも辞さなかった。結果として主人に叛いたNo.5のボォイ=へへ(侍婢)にしても、主人にとって裏切りなど思いもよらない身内であればこそ、刺客が内通の相手に選んだことを看過すべきではない。

ボォイ=ニャルマは主人に随従して出征掠奪に従事すると同時に、主家の家政全般を運営処理した。時期は天命年間以後に降るけれども、祁美琴氏が『老档』等に即して確認したところでは、主家の多様な物質的需要を満たすために果実蔬菜の栽培、捕魚、採蜜、養猪などの雑役に従事するものや、繡匠・皮匠などの工匠、商売の代行者もいたという(以上は後掲〔表Ⅲ〕No.3~6およびNo.9・12・13)⁴⁸⁾。これらの項目には、〔表Ⅲ〕に年代順に列挙したごとく、貂皮(No.7)その他の毛皮や淡水真珠、そして人參——たまたま史料から漏れているため下表には見えないが——の採集人、さらに莊園の管理人toksoi da(No.11)⁴⁹⁾などが追加されてしかるべきであろう。やはり『老档』に拠ると、太祖ゲンゲン=ハン・諸ベイレ・大臣など貴顕層の屋敷内には、「家のスラ=へへ」(booi sula hehe)と称される奥向きに召し使う腰元・側女中⁵⁰⁾——上記のボォイ=へへ(侍婢)に相当——の他、主人に「食事を供」し(No.1・No.2・No.14)、主家の「酒を掌」り(No.8)、主人の子女に乳母(No.10)として「乳を与える」⁵¹⁾といった雑用に召し使われる男女がいた。スラ=へへと「家の酒を掌る女」を除けば、これらは「家の」(booi)の語を冠されることがないけれども、後年、内務府が管轄した職掌⁵²⁾に照らせば、明らかにボォイ=ニャルマの一員であった。特に乳母については、つぎのような逸話がある。天命四年、太祖がイエへ国に城下の盟を迫った際、国主ギンタイシ=ベイレが「外甥ホンタイジ=ベイレ直々の助命確約と引きかえに降伏を受け入れたいが、顔を知らないので本人かどうか判別しようがない」と言を左右するので、太祖の重臣フンドンらは「汝らと和したいと(我が方から)遣わした、汝の子デルゲル=タイジの乳母を呼び寄せて検分させよ」と応答したという⁵³⁾。これなどは乳母が主家から家族同然に遇されたからこそ、講和の使者という重責を委ねられたと見なければならぬ。天命以前の家政機関も、組織が一段と未分化かつ小規模であったのを除けば、概ね同様であったと考えられるが、詳細は史料的制約に阻まれて不明という他ない。

人名が判明する太祖周辺のボォイ=ニャルマ中、前出のロォハンは後世に伝記をとどめたほぼ唯一の事例である。『嘯亭雜錄』続録卷三「洛翰」条にその略伝⁵⁴⁾があり、

高皇帝創業の初め、洛翰なる者有り。本と劉姓にして中原の人なり。傭を以て遼に至る。初め建州に給事し、頗る勤儉にして勇力有り。高皇帝賞識し、抜きんで侍衛と為す。覚羅龍某の叛きし時、陰夜刃を懐きて高皇(帝)の帳に入るに、公覺りて手を以てこれと格し、四指皆落つ。卒に上を衛りて以て出で、後、猶ほ鋭を執りて敵を禦ぐ。高皇帝これを嘉し、倚ること左右の手の如し。起義の前に卒す。故に「五大臣」の列に預かるを得ず。今、其の裔、内(務)府に隸す。

と見えている。劉姓の漢人であったロォハンは「傭」(奴婢・僮僕の類⁵⁵⁾)の身で遼東に渡り、その後、買得か虜掠か、それとも他の経路によるものか不明ながら、ともかくボォイ=ニャルマとして太祖に「給事」することになり、「勤儉」と「勇力」を認められて「侍衛」に抜擢される。折しも覚羅の「龍某」、すなわち拳兵初期の太祖を激しく迫害した従叔ロンドン(ソオチャンガ四子龍敦)

表Ⅲ 《『満文老档』に見えるボオイ=ニヤルマの職掌》

No.	頁	年月日	記事の節録 (家の= booi / 家の者= booi niyalma)
1	57	万暦43.12	ハンの近従の buyanggū hiya と、ハンに食事を供する yakamu が言うには
2	279	天命6.閏2/29	kasari を [……] ハンに飯を供することから離してニルに追放し
3	331	天命6.5/24	ハンの家の desingge が (杏子を) 摘み取りに行き持って来た
4	331	天命6.5/24	ハンの家の魚を求める hancuha, gūnacín, lodori, ahadai の四人
5	396	天命6.10/1	ハンの家の ilacin [(が) ……] 蜂蜜を取りに行き
6	397	天命6.10/6	kūwataiji は自分の家の者を遣ってひそかに漢人と商売して
7	625	天命8.正/4	abtai nakcu の家の者がウラに貂皮を捕りに行き七十六枚を獲た
8	667	天命8.2/23	ハンの家の酒を掌る女
9	900	天命9.正/13	八王 (バイレ) の家の魚を取る者
10	976	天命10.6/6	ハンの子の乳母
11	137	天聰2.6/1	erke cūhur beile (= 太祖第一五子ドド) の家の莊頭
12	850	天聰6.9/19	彼 (bušan) の兄弟の家の者を、蜂蜜を求めに遣わした
13	1082	崇徳元.5/28	彼 (nomci) の家の yoo 皮匠
14	1226	崇徳元.8/10	ハンの飯の支度をする者

備考：本表は『太宗老档』をも対象に含めておいた (No.11～14) が、見ての通り同書にはボオイ=ニヤルマの職掌に関する史料はきわめて少ない。

が放った刺客と素手で格闘し、片手の四指を落とす重傷を負ったというから、この事件は万暦一二年四月のことに相違ない。負傷後も太祖の信任は益々厚く、引き続き身辺に近侍したが、「起義」(天命三年の対明宣戦か) 以前に没したので、惜しくも「五大臣」sunja ambanには列し得なかったという。ただし、年代的に見て、万暦一二年頃ははまだヒヤ hiya 号の保持者が登場しないので、上記の「侍衛」は実称ではなく、警護の任を美称したものに過ぎない⁵⁶⁾。また、「五大臣」云々も溢美の言辞と見るべきであろう。かりにロオハンが「五大臣」に列し得るほどの人物であったとすれば、なにゆえその子孫が入関後も内務府に所属した(上引『嘯亭雜録])ま、上三旗包衣の身分に変更がなかったのか、説明に窮するからである。してみると、確かに拳兵初期のグチュ、なかでも従属性の高い家僕型のグチュは、太祖側近の従者として表面上ボオイ=ニヤルマと区別し難い一面があったにせよ、家僕型を代表するアン=フィヤング(シヨンコロ=バトゥル)が記録上、終始太祖の一「大臣」として登場する(後に「五大臣」に登用)ところから推して、少なくともボオイ=ニヤルマがその身分から解放されることなしに、そのままグチュに充当されることはなかった、といえそうである。

ボオイ=ニヤルマの奉仕内容は、主家が必要とするあらゆる家務にわたり、元来、家政部門と警護部門に明確な区分があったわけではあるまい。ロオハンの事例から判断して、家政部門において主人に「給事」する親近なボオイ=ニヤルマのうち、「勤儉」にして「勇力」にすぐれたものを警護の任に抜擢したのであって、いずれの家務に配されるかは、もともと専門的技能を有する場合は別として、個々の資質によって流動的であったことが承認されてよからう。ボオイ=ニヤルマが披甲出征する軍事的奉仕は、さすがに入関後には例外的となるが、八旗制成立以後も確実に継承されていた⁵⁷⁾。にもかかわらず、太祖付きボオイ=ニヤルマの軍事的活躍が表立って記録される期間は〔表Ⅱ-2〕に見る通り意外なほど短く、太祖の拳兵後数年(万暦一一～一三年)に限られる。確かにこの間、太祖の勢力はなお強大というにはほど遠く、諸弟やグチュは無論、親近なボオイ=ニヤ

ルマが軍事力の編成において、とりわけ枢要な位置を占めていたことは疑いない。しかしながら、万暦一三年段階ですでにハン/バイレ支配の成立から数世代を経過していたハダ国においてさえ、なお万暦二一年にボオイ=ニヤルマの扈從出征が観察された（〔表Ⅱ-3〕No.8）ように、また彼らと主人との親密さに照らしても、平時戦時を問わず、引き続き主人たる太祖に近侍していたと考えるのが自然である。

ならば、ボオイ=ニヤルマの活躍を示す記録が、挙兵後三年にして太祖の身辺から影を潜めてしまう事実は、いかに解釈すべきなのであろうか。太祖政権が挙兵初期の四年間で一応の基礎を確立し、フェ=アラ時代へ飛躍を遂げることはすでに指摘しておいた。だとすれば、挙兵三年目頃にボオイ=ニヤルマの軍事的な位置づけを低下させる、視点を変えれば、太祖政権自体を構造的に変化させる事態を想定することができよう。第一章でフェ=アラ時代の太祖政権を解説したごとく、その全体を貫く構造は配下諸アンバンの集住体制と、これによる軍事力の集中的統制を根幹としていた。この体制が挙兵後三、四年で軌道に乗ったと見れば、それと併行して太祖のボオイ=ニヤルマに対する軍事的依存が急速に低下したとしても別段不可解ではない。

アンバンの集住体制がいかなる結果をもたらしたかは、太祖と覇を競い相次いで敗れ去った海西フルン諸国がいずれも、ハン/バイレー門が住む本城（大城 *amba hoton*）と領域各地に散在する諸アンバンの城塞を軍事拠点とする国制に立脚した事実ひとつをとっても、推測に余るであろう。ウラ国の場合を例示すると、李端夏の手になる『北関志』⁵⁸⁾（朝鮮・顯宗五〔1664〕年成書）鍾城府・雜記に、以下のような興味深い記載がある。すなわち、乙巳（宣祖三八/1605）年、ウラ国主ブジャンタイ=バイレの率いる軍勢が朝鮮辺外のワルカ部落胡を席卷するかたわら、潼関を急襲して攻め陥した際（三月一五日）、捕虜となった朝鮮人のなかに一〇歳の少年梁応全がいて、ウラ本城（ホンニ城）に拉致された後、幸運にも本国に送還される。六〇年後、老いた梁応全はその見聞を李端夏に

（潼関より）行くこと十五日、始めて忽温（フルン *Hūlun* = ウラ）の所居に到る。胡酋、名は何叱貴（*Hashū* = *Bujantai beile*）なり。何叱貴の住む所の処は磚木を以て重城を雜築し、屋舎は壯麗なり。所属の部落は各自築城して以て居り、我が国の諸鎮堡の主鎮に属するが如きなり。

と語ることになる。当時、ウラ国は「磚木を以て」雜築した壮大な「重城」（内外二重の城郭）を本城となし、これに「所属の部落」（= 麾下のアンバン勢力）が「各自築城」して従属し、その統属関係はあたかも朝鮮における「諸鎮堡の主鎮に属するが如」くであったというのである。これを太祖政権の一拠点体制と比較すれば、麾下のアンバンに各自の居城を保持したまま勢力の温存を許す限り、畢竟、軍事力の集中と運用において太祖を凌駕することは困難であったといわねばならない。

そこで問うべきは、アンバンの集居体制がいつどのように成立したかであるが、重要な問題でありながら、解明に資すべき史料はほとんど残っていない。太祖が降伏させたドゥン城主ジャハイの身柄を、勢力を安堵したまま連れ帰っているのはその確実な一例であるが、時期はフェ=アラ築城と同年まで降る。また、建州統一後の事実属するけれども、太祖の経略が長白山部ジュシェリ路（松花江源流地方）に及んだ際（万暦二一年頃）、主流派の族叔ユレンゲ=ジャンギンと去就をめぐって抗争し、「族衆三十戸を率いて来帰」（『八旗滿洲氏族通譜』〔以下『通譜』〕卷六、胡勒額駙葉臣伝）したアンバンの一人イエチェンを、太祖は妹婿とした上、「その居処の甚だ遠きを以て解勒地方の百頃を賜ひ、家口を携へ樓を作り、以て居らしめ」（『八旗通志初集』〔以下『初集』〕卷二二二、葉陳伝）たことがある。イエチェンが「族衆」ともども「家口を携へ」遷居を命じられたフレ地方とは、蘇子河上源から分水嶺を東に越えた佟佳江上流旺清河の源流にあたり⁵⁹⁾、フェ=アラからもほど近い。

イエチェンと近親一党は諸多のアンバン同様、既存の規定に従ってフレ地方からフェ=アラ城に移り住んだに相違ない。

このように集居体制を明示する事例はフェ=アラ築城以後にしか確認できない⁶⁰⁾。かといって、築城を待ってはじめて集居政策が実施に移された、と考えるのも現実的ではあるまい。むしろアンバンが帰順するつど、各自の近親一党・グチュを引きつれて、個々に太祖の本拠地に遷居参集してきたと見るべき節がある。たとえばギヤムフ寨主にして挙兵当初からの盟友であったガハシャン=ハスフは、太祖同母妹との婚儀（挙兵当年八月）から一年も経たない翌年の春、マルドゥン山寨を通過した折、太祖の勢力拡大を恐れる件のロンドンに使喚されたサムジャン（太祖庶母の弟）の手にかかり、非業の死を遂げる。エイドゥ家の編纂に係る『鑲黃旗鈕祜祿氏弘毅公家譜』の、信憑性の高い記述⁶¹⁾によれば、ガハシャンが「家属を取らんとして嘉木湖村に至る」目的で「隻身もて家に回る」途上、この謀殺事件は発生したことになる。結局、ガハシャンは盟友・妹婿として太祖としばらく行動をともにした後、最終的に転居すべく家族を引き取りに本拠ギヤムフ寨へ向かったのであって、アンバン一党の遷居は早くも挙兵二年目には萌芽していたのである。

これを傍証するのが太祖・太宗両期の元勳ヤングリである。『初集』巻一四六・楊古利額駙伝によると、はじめヤングリはクルカ部のアンバンであった父ランジュ（フンチュン地方に世居したとされるが、鶉呑みにできない）の命で太祖に近侍し、女子を与えられてエフefu（女婿の意であるが、太祖の息女を娶ったか否かは不明）と称されたが、たまたま内紛で父が部人に襲殺されたため、母に率いられた一族が窮地を脱して太祖に内附してくる。ところが、部人たちもまた後を追って太祖に帰附してきたため、これを聞いたヤングリは父を殺した仇敵を討ち取り、太祖からその非凡さを認められたという。ときにヤングリは一四歳であったが、陣没するのが六六歳（崇徳元/1636年）であるから、逆算して仇討ちは万暦一三（1585）年のことである。ヤングリの場合、近親一党の遷居はなるほど偶発的な内紛に起因するにせよ、すでに挙兵二年目から集住策に着手していたとすれば、そこに前もって太祖による直接間接の働きかけが関与していなかったとは考えにくい。

いまひとつ証左を挙げておく。『初集』巻一五八・鄂申巴図魯伝に「世々英額地方に居る。その父巴賚、国初、堂兄郭爾濟と偕に族属郷人を率ゐて帰す。太祖高皇帝、巴賚を以て親衛と為し、仍ほ旧居の委和発三烏蘭山親地方に居住せしむ」とある。文脈より推して「英額」(yengge) 地方と「委和発三烏蘭山親」(wehe fasan, ulan šancin) 地方の同一ないし近接は自明に近いとして、太祖がイエング地方（蘇子河下流域）を制圧したのは万暦一三年九月である⁶²⁾ から、バライの来帰（ときに二〇歳）はこの前後であろう。この史料の着目すべき点は、バライを「仍ほ旧居に居住せしむ」と明記する部分であって、他に類例を見ない。一見したところ、帰順したアンバンの遷居と抵触するかのようであるけれども、上文に続いてすぐ「たまたま王家村人の構兵する有り。太祖、巴賚に命じて族衆を率ゐて村の南面を攻めしめ、太祖は親ら北面を攻め、これを平らぐ」とある文言から判断すると、太祖がバライをことさら「旧居」にとどめた真意は、その実、勢力圏西辺（万暦一三年時点における）の押さえ、もしくは遠征の足溜まりとしての活用にあったのである。のみならず、近侍と警護を責務とする「親衛」（ロォハンの場合と同様、年代的にみてヒヤではあるまい）に任じたこと自身、バライをいずれ「旧居」から遷し、「親衛」に充てる事態を想定していなければ、到底理解し難い行為である。これを裏返せば、アンバンの来帰は同時ないし若干の遅れを含みつつ、フェ=アラ地方への遷居を随伴したということである。

アンバンの集居体制が軌道に乗り、動員兵力の増大と常備軍の形成が進展するにつれて、太祖身

辺のボオイ=ニヤルマに対する軍事的要請は、対内的にも対外的にも拳兵初期に比して大きく減じざるを得ない。というのも、いまや太祖を頂点とする諸アンバンの連合によってジュシェンに対する統制力は強化され、かつまた有能な腹心・側近はボオイ=ニヤルマに依存せずとも、麾下の古參グチュおよび新參の家臣（来帰してきたアンバンとその子弟）から補充可能となった——というより政権基盤の安定と拡大にはそうすることが不可避であった——からである。そう考えると、ボオイ=ニヤルマの軍事的活躍が記録の表面から後退する万暦一三年以降は、太祖自身がすでに中小アンバンの域を脱すると同時に、麾下諸アンバンの集居体制と動員兵力の増大が漸次軌道に乗りはじめる時期でもあったのである。ちなみに付言すれば、万暦一三年段階の動員兵力は拳兵時の約五倍、五百名に達していた⁶³⁾。

集居体制について太祖政権の確立を物語る、もう一つの画期的指標は、フェ=アラ築城（万暦一五/1587年）を契機とする統治機構の成立と政務分掌体制の整備である。太祖は築城と同年の六月に「国政を定め、悪事・争乱、賊盗・詐欺を禁じるべく、法度を立て」（先引『満洲実録』）、その後間もなく建州五部の統一を達成する。「国政を定め」「法度を立てた」具体的な状況はほとんど解明不能にせよ、政権としての初歩的な統治機構の設置があったはずである。その内訳は西隣の海西フルン諸国やモンゴル内ハルハ五部の官号、さらに太祖が後に設置した「五大臣」（エイドゥ=バトゥル、フュンドン=ジャルグチ、ホホリ=エフ、フルガン=ヒヤ、シヨンコロ=バトゥル）・「十ジャルグチ」制に按じて、ジャルグチ [蒙jaryuci/満jargūci]（法官/断事官）・バクシ [baysi/baksi]（書記/文臣）・ヒヤ [kiy-a/hiya]（侍衛）あたりが中核をなしたであろう。これらを満文では一般の「大臣」と区別して「政を執れる諸大臣」（doro jafaha ambasa）と総称する⁶⁴⁾。

わけでも「国政」「法度」の中心をなすべきジャルグチは、万暦一五年に設置された公算が高い。このとき、「法度šajin kooli」の制定を補佐した功績によって、その名もシャジン（沙金/沙津šajin [著姓ジャクム地方タタラ氏出身]）と賜号された「親臣」がいる⁶⁵⁾以上、法の運用を担当するジャルグチを欠いたはずはなく、シャジン自身がジャルグチであったとしても不思議はない。ジャルグチの確実な初見は『満洲実録』癸巳（1593）年条のガガイ=ジャルグチ⁶⁶⁾（大姓フネヘ地方イルゲン=ギョロ氏出身）で、フェ=アラ築城の六年後にあたる。ガガイはジョオギヤ城主ニングチン=ジャンギンの招撫に功があったという（『初集』卷一四三、呉善 [ガガイ長子] 伝）が、ニングチンの覆滅は万暦一七（1589）年であるから、ガガイはこの頃すでにジャルグチの任にあった可能性もある。

また、バクシbaksiは万暦一九（1591）年にイェヘ国に派遣されたアリンチャ=バクシをもって初見とする⁶⁷⁾が、惜しくもこの人物に関する情報は伝存しない。万暦一七年以来、明との交渉に当たった馬三非（馬三飛）、その子で同二三、四年頃に明・朝鮮との折衝に当たり、「老乙可赤副将（次将）」「老胡所親之胡」⁶⁸⁾として「年々天朝に進貢して、華語を慣解す」と朝鮮から評された馬臣（馬信、本名は時下）の二人⁶⁹⁾なども、職掌上はまさにバクシに該当する。馬臣=時下が「八大家」（清朝の八大満洲貴族）のひとつ、マギヤ地方マギヤ（馬佳）氏のシハ=バクシsiha baksi⁷⁰⁾（『通譜』卷七、錫哈巴克什伝）、馬三非がその伯父サンフsanfu（三福）と同一人物ならば、バクシが慣例上、家職的に相伝されたことから推して、馬三非がバクシ号を帯びていた可能性も十分にある。ともあれバクシの出現も建州統一に伴って、明・朝鮮や海西四国・モンゴル諸部などとの対外交渉にあたる本格的な外交専任者が要請された時期に符合する。

以上のような機構整備の一環として、太祖の警護部門にもヒヤhiya号の保持者が出現する。その確実な初見例は、万暦二一（1593）年のフルギヤチ寨の戦いで勇戦したボルジンとその族弟シラ

バ（いずれも望族ワンギャ地方ワンギャ氏の出身）だとされ⁷¹⁾、後者は「五大臣の列に預かる」重臣でもあった（『通譜』巻二八、西喇巴伝）。ヒヤの担当する主君身边の警護や扈從出征こそ、既述のごとく、元来アンバンの私的武力としてボオイ=ニヤルマの活躍が最も精彩を放つ部門であった。よって、かりに彼らの軍事的活動が記録から跡を絶ったように見えるとすれば、アンバンの集居体制に基づく軍事力の集中、および有力アンバンとその子弟一門をもって構成する統治機構=権力中枢の成立によって、ボオイ=ニヤルマの占める軍事的比重が大きく後退し⁷²⁾、記録の裏面に隠れてしまうからであろう。

おわりに

擱筆するにあたり、ここまでの叙述を要約し、もって結論に代えておきたい。

- ①太祖が建州を統一する以前、各地に割拠するアンバンたちの権力はグチュとボオイ=ニヤルマから構成される武力を主要な支柱とした。アンバンはこの武力を背景に属下の自立的なジュシェンから各種のアルバンを収取し、またジュシェン兵士を指揮統制する体制をとっていた。初興期の太祖政権はかかるアンバンの連合体と規定し得る。
- ②グチュ（盟友型を除く）とボオイ=ニヤルマは、アンバンに私的忠誠を誓う側近の従者および家僕であり、後者はアンバンを家父長とする家族/世帯に包摂されていた。もっぱらトクソに住まい、田作労働に従事するアハとは異なり、ボオイ=ニヤルマは主人の屋敷内に同居し、主家の準成員として遇され、主人との関係は親子に擬制された。
- ③太祖身边のボオイ=ニヤルマの軍事的活動が表立って記録されるのは、拳兵三年目を下限とする。この間、太祖の勢力は発展途上にあり、ボオイ=ニヤルマへの軍事的要請は対内的対外的に切実であったが、アンバンの集居体制と動員兵力の増大が安定軌道に乗ると、ボオイ=ニヤルマが軍事的に占める比重は相対的に後退を余儀なくされた。
- ④アンバンの勢力が小さい場合、グチュとボオイ=ニヤルマの職能上の相違は不明確であったが、太祖政権の成立過程に見る通り、古参のグチュおよび来帰してきたアンバンをもって家臣団を形成するようになると、フェ=アラ築城を契機としてこれらの家臣とその子弟から充当されるジャルグチ・バクシ・ヒヤなどの政権幹部が出現し始める。

注

- 1) アンバンについては、拙稿「明末建州女直の有カムクン〈シャジのフチャ・ハラ〉について」（『立命館文学』五五九、一九九九）頁一八五～一八八、同「明末のワルカ部女直とその集団構造について」（『立命館文学』五六二、一九九九）頁八四～八九を参照されたい。
- 2) 拙稿「グチュ *gucu* 考—ヌルハチ時代を中心として—」（『立命館文学』五七二、二〇〇一）参照。
- 3) 同上、頁四七～四八。
- 4) 今西春秋訳註『満和蒙和対訳満洲実録』一九九二、丁亥（1587）年六月二四日条、頁五二。
- 5) 松村潤「中国第一歴史档案馆所蔵『満文国史院档 卷号001、冊号2』訳註」（『清太祖実録の研究』二〇〇一所収）、および石橋崇雄「無圈点満洲文档案『先ゲンギェン=ハン賢行典例・全十七条』（『国史館史学』八、二〇〇〇）。ともに原文のローマ字転写、訳註をその主内容とするが、前者は加えて貴重な原文写真版を併載する。
- 6) 松村前掲書、頁七二。
- 7) 同上、頁七七。

- 8) 羅振玉〔校理〕『清太祖実録彙本三種』甲本19aに「近侍・家人」、丙本18aに「近侍」とあるが、乙本19aは残欠のため確認不能。康熙重修『太祖実録』では三修丙本に従い「諸弟及近侍」と改修されている（今西春秋編『対校清太祖実録』一九七三、頁三三）。
- 9) ボリス・ヤコレウイチ・ウラヂミルツォフ（外務省調査部訳）『蒙古社会制度史』一九四一〔復刻一九八〇〕頁二一六。
- 10) 祁美琴氏は「ここにいう“親族”は明らかに家族成員を指すばかりでなく、親属を内包する朋友（ゲチュ）・包衣（ボオイ=ニヤルマ）等を指している。親属は姻戚関係を締結することによって出現したもので、漢文が“包衣人”をも“親族”内に包括させたのは、訳者の不注意あるいは文字の省略では決してなく、実際、包衣中には確かに親族が存在したのである」（『清代内務府』一九九八、頁三一）と断ずる。つまり、氏はこの「親族」をボオイ=ニヤルマに姻族が含まれるがゆえの訳語と解釈し、妹が太祖の後宮に入ったため内務府（包衣）佐領に改隸されたワンギャ氏のダチハ・フチハ兄弟、鑲藍旗包衣佐領内に属した雍正帝生母ウヤ氏（仁寿皇太后）の親族を論拠とする。詳論する紙幅はないので、包衣佐領についてはさて置くとして、「親族」を狭く「姻戚関係を締結することによって出現したもの」と規定するのは、あまりにも飛躍した語義解釈であろう。
- 11) ジュシェンの性格と実体をめぐる諸説の整理と再検討については、石橋秀雄氏の諸論文、特に「清初のジュシェン」（『清代史研究』一九八九〔初出『史艸』五、一九六四〕）を参照されたい。
- 12) 石橋秀雄「清初のジュシェン」は『満洲実録』に載せるジュシェンの用例全一六条を網羅する。本文にはアイシン国が成立する天命元年以前に限って、その漢文・モンゴル文対訳語彙を表示した。『満洲実録』は今西春秋訳註『満和蒙和对訳満洲実録』一九九二（以下、今西訳『満洲実録』と略称する）に準拠して参照個所の頁数を示した。ちなみに、本稿で『満洲実録』を引用する場合、必ずしも今西訳に従っていないことを断っておく。
- 13) 布村一夫「二道河子旧老城時代の満洲族社会」（『収書月報』八九、一九四三）頁一四～一七。近くは劉小萌氏が同様の発想と論拠から類似の見解を表明している（『満族的部落与国家』一九九五、頁一〇五～一〇八〔→『満族従部落到国家的發展』二〇〇一、頁一一〇～一一一〕）。
- 14) 『満文老檔Ⅰ・太祖Ⅰ』頁一八～一九、今西訳『満洲実録』頁三六～三七。
- 15) 今西訳『満洲実録』頁三六。
- 16) 河内良弘「移住と農業」（『明代女真史の研究』一九九二）頁二一一～二三〇参照。
- 17) 建州に関してはその他、太祖が辺境の穀物を天命三年の八月中旬から九月初旬にかけて刈らせたという記事がある（『満文老檔Ⅰ・太祖Ⅰ』頁一〇七～一〇八）が、この場合は明との軍事的緊張が高まるなかでの収穫であるから、通常より遅かった可能性を排除できない。他方、海西は同時代の明文を欠くけれども、『扈從東巡日録』に康熙二一（1682）年当時の烏拉街（旧海西四国中、最北に位置したウラ国本拠）について「雖盛夏、如京師八月時。地宜稷、宜穀、宜稗、三月播種、八月穫刈。蓋三月之前地凍未開、八月以後隕霜殺草、計于耜与滌場時、不過四月有余。不施糞溉、不加耕耨、可足終歲之用、土膏肥沃可知」とあり、海西全般に敷衍して大過ないであろう。
- 18) 『清太宗実録』天聰七（1633）年六月戊寅条に、太宗が明・朝鮮・チャハル征討のいずれを優先すべきかについて、諸ベイレ諸大臣に意見を陳奏させた際、対明侵攻を主張するアジゲ=ベイレは「今歳、兵を按じて動かざるは耕種の為の故のみ。臣意へらく、耕耘の畢はるを待ちて即ち興師すべし。収穫の事に至っては、婦人稚子も亦た委ぬべきなり」と述べ、アバタイ=ベイレも「如し農事を妨ぐこと有りとなれば、則ち農竣はるを待ちて興師せん。婦子をして収穫せしめなば、農事も亦た妨ぐ無きなり」と述べている。これに照らせば、ジュシェンの農耕労働に専ら依存した天命以前においても、農繁期、わけても壮丁の重労働を必要とする播種耕耘期に用兵を避けたことが承認されてよい。
- 19) 『李朝実録』宣祖四〇（万曆三五）年二月己亥条、三月庚辰・甲申条などによれば、太祖がフィオ（県）城住民収容の意志を朝鮮の慶源府に通知し、漢城政府がその報に接したのが二月六日、さらにシュルガチラの率いる派遣軍がフィオ城に到着したのが三月七日頃である。『建州紀程図記』に、「臥乙可（ワルカ）部落より汝延（ネイエン=長白山西方の松花江東源流地方）に至るまで八日程、その間びびに人家無し。汝延より奴酋の家に至るまで亦た八日程と云ふ」とあり、かつまたフィオ城はワルカ部のなかでも最東端に位置したから、出兵は二月中であったはずである。

- 20) 劉鳳榮「王朝実録に現れた李朝前期の野人」(『白山学報』一四、一九七三 [→白山学会編『朝鮮時代北方関係史論攷(2)』一九九五、ソウルに再録])の第五章「野人に対する征討」(頁六一九~六二九)において、李朝太宗朝から宣祖朝までの一三次にわたる比較的大規模な女直討伐戦が概観されている。これを表示すれば以下のとおりである。

No.	年 月	討伐対象	焚蕩	No.	年 月	討伐対象	焚蕩
1	太宗10 (1410) 年3月	毛憐衛	有	8	明宗9 (1554) 年正月	骨看兀狄哈	?
2	世宗15 (1433) 年3月	建州諸衛	?	9	宣祖16 (1583) 年2月	毛憐衛	有
3	世宗19 (1437) 年7月	建州諸衛	有	10	宣祖21 (1588) 年正月	毛憐衛	有
4	世祖6 (1460) 年8~9月	毛憐衛	有	11	宣祖27 (1594) 年3月	毛憐衛	?
5	世祖13 (1467) 年9月	建州諸衛	有	12	宣祖33 (1600) 年4月	毛憐衛	有
6	成宗10 (1479) 年12月	建州諸衛	有	13	宣祖38 (1605) 年5月	忽刺温兀狄哈	?
7	成宗22 (1491) 年10月	尼麻車兀狄哈	有				

このうち、農耕化の進んだ建州三衛(マンジュ諸部)と毛憐衛(ワルカ部)に対する遠征が計一〇次に及び、その八次について村落・家屋・穀物その他の焼き打ちが看取され、もって全般を推すに足るであろう。なお、討伐の時期は播種期の三・四月が四次、収穫期の七・八月が二次を数え、朝鮮軍はより徹底的な打撃を与えるために、播種・収穫期を狙う傾向があったことを窺い得る。

- 21) 今西訳『満洲実録』頁三八・五八。他に太祖の祖輩ニングタ=ベイレの事跡に属するが、イエレンゲというアンバンの城を七日囲んだ例がある(松村前掲書、頁五七)。
- 22) 今西訳『満洲実録』頁七五、『満文老档V・太宗2』頁六七六。
- 23) 「屯田」をジュシェンによる共同耕作と解釈したこと、および「屯田」がalban usinと称された点については、周藤吉之『清代満洲土地政策の研究』一九四四、頁八〇~八一に拠った。
- 24) 前掲拙稿「明末のワルカ部女直とその集団構造について」頁八八~八九。
- 25) 鄭天挺「清代包衣制度与宦官」(『探微集』一九八〇[初出『清史探微』一九四六]所収)頁八八~八九。この他、周遠廉『清朝開国史研究』一九八一・頁二九、劉小萌『満族の部落与国家』一九九五・頁一〇一なども、アハとボオイ=ニヤルマを区別しない立場をとる。参考までに付言すると、上掲鄭天挺論文は「包衣」の来源として①戦争の俘獲の他に、②犯罪者の子孫、③分撥(父兄の家から子弟の家へ奴僕を分給する)、④占取(他人の奴僕を略取する)、⑤投充(入関後、旗下に投じた漢人を奴僕に充当する)などがあったとする(頁九一)。
- 26) 祁美琴『清代内務府』一九九八、頁四〇。
- 27) 石橋秀雄「清初のアハ(aha)一特に天命期を中心として」(『清代史研究』一九八九[初出『史苑』28-2、一九六八])頁一〇三。
- 28) 石橋秀雄「清初のアハ(aha)一特に太宗天聰期を中心として」(『清代史研究』一九八九[初出『盈虚集』創刊号、一九八四])頁一二五。
- 29) 同上、頁一二二
- 30) 表中の『満洲実録』引用頁数は今西訳註『満和蒙和对訳満洲実録』に準拠した。
- 31) 本稿で用いた『満文老档』は満文老档研究会訳注本、『天聰九年档』は東洋文庫清代史研究会訳注『旧満洲档—天聰九年1・2』に準拠した。
- 32) 今西訳『満洲実録』蒙文は誤ってgerteiとローマ字転写するが、原文ではgertekiに作る。
- 33) 従来、内外の研究者がボオイ=ニヤルマを誤って「ボオイ」と略称するのは、「包衣」=ボオイの認識に起因するのであろうが、清代史料に現れる「包衣」が実は「ボオイ=ニル」booi niruを指すことは、つとに石橋崇雄氏によって指摘されている通りである(Ishibashi, Takao [石橋崇雄]: Booi in the Ch'ing Dynasty. 『辺政研究年報』第一八期、一九八七)。
- 34) ボオイ=ニヤルマ=「部落」については羅振玉[校理]『清太祖実録彙本三種』甲本(初修)6a・16b、乙本(二修)6b・15b、丙本(三修)6b・15a、ジュシェン=「部落」については同書甲本19a、乙本

19a、丙本18aを参照。

- 35) 入関後の例になるが、『皇清奏議』巻八・林起龍「更定八旗兵制疏」に「莊頭・部落、曾無拐逃、是以(満洲)人不以兵為苦」(入関前の瀋陽時代を回顧)とか、「今(順治一一年)、満洲兵一人出征、部落有帶六七人者、有帶三四人者」とあって、ここでもやはり「部落」は莊頭なり満洲兵なりの部下・手下を意味していた。なお、この場合、前者の「部落」は旗人配下の莊頭(jangturi = toksoi da [莊園のかしら])に監督されて農耕に従事するアハ(奴僕)を、後者は旗人の従卒として出征するボォイ=ニャルマ(家人)を指している(陳文石「清初の奴僕買売」『明清政治社会史論・下冊』一九九一、頁五九二)。より極端な例としては、袁崇煥が太宗に宛てた書信に見える「汗家之部落」(『太宗実録』天聰元年二月壬申条)があり、太宗支配下の女直/満洲人臣民を指す(『満文老檔Ⅳ・太宗1』頁一六)。
- 36) 『満文老檔Ⅱ・太祖2』天命七年六月一九日条(頁六一六~六一七)。
- 37) 『満文老檔Ⅱ・太祖2』天命八年三月二五日条(頁七〇二~七〇三)。
- 38) 『韃靼漂流記』のテキストとしては、山下恒夫再編『石井研堂これくしょん 江戸漂流記總集』第一巻、一九九二所収本を使用した。
- 39) 同上、頁一一六。
- 40) 平凡社『日本史大事典』第二巻(一九九三)、頁一二三九、「下人」の項(飯田悠紀子執筆)。
- 41) 吉川弘文館『国史大辞典』第五巻(一九八五)、頁一一四~一一五、「下人」の項(内藤二郎執筆)。
- 42) 『韃靼漂流記』に「一、大名を、韃靼にては“あばぞ”と申し候。北京、“たあしん”(=大臣)と申し候」(頁一二四)とある。“あばぞ”は別の版本には“あばそ”とあり、後者の方が発音としてはより正確であろう。
- 43) 44) 松村訳では「分家させ[家産を一筆者補]与える時、夫妻一組(eigen sargan emu juru)も与えなかった。あれやこれやと六人の男子、五人の女子、二頭の馬、四頭の牛を与えた」(松村潤前掲書、頁六三~六四)とあるが、石橋訳では上の「夫妻一組」を「夫婦(=父親と継母)は揃って(十分には)」と和訳する(石橋前掲論文、頁七四)。前者は奴僕夫婦、後者は太祖の父親夫婦と、まったく対照的な訳語を付し、いずれともにわかに決しがたい。ただ、同じ記事の直下に父タクシの言として、太祖伯祖ソォチャンガが子ホォセ=バヤンにマイセ夫婦しか与えず、太祖祖父ギョチャンガも長子リドゥン=バトゥルにウイダ(イ)夫婦を与えただけであったのに豊かになった、との文言がある。この「夫婦」単位で与えられるものはボォイ=ニャルマであろうか。とすれば、松村訳を採るべきかも知れない。
- 45) 『先ハン檔』に「スレ=バイレ(太祖)のトクソを離散させたナムジャン、サムジャン、ネシン、ワンジハン云々」(松村潤前掲書、頁七〇~七一)とある。明らかに挙兵当年の事件であるが、太祖のトクソが何個所あったのかは不明である。
- 46) 松村潤前掲書、頁七四。
- 47) 松村潤前掲書、頁七二。
- 48) 前掲祁美琴『清代内務府』頁四〇~四二。
- 49) 天命以前の例では、申忠一『建州紀程図記』付録の地図上に記入された「奴酋農幕(胡家四〇余坐/三五坐)、王致掌之」、「小酋農幕(胡家四〇坐)、双古掌治」という記載がある。これは万曆二三年頃、太祖と母弟シュルガチ所有の莊園二個所をそれぞれ王致と双古が管理していた事実を示すが、『紀程図記』は通常「部落」(ガシャン gašan)のアンバンを「酋胡」と明記するので、この二名は「家の莊頭」であったものと解してよからう(なお前注35)も参照)。
- 50) 「家のスラ=へへ」は「屋敷内で側近く大奥に召使う女」(hūwa i dolo beyei hanci sula takūrara hehe)、「屋敷内の侍女」(hūwa i dorgi sula hehe)とも称する。ハンの家のスラ=へへについては①『満文老檔Ⅰ・太祖1』天命五年三月一〇日条(頁二一四)/今西訳『満洲実録』己亥年九月七日条(頁八六)。諸王・諸大臣など貴顕家庭の奥向きに奉仕していたスラ=へへについては、②『満文老檔Ⅰ・太祖1』天命六年七月一日条(頁三五〇)、③『満文老檔Ⅱ・太祖2』天命八年五月条(頁七四五)、④『満文老檔Ⅲ・太祖3』天命一〇年五月六日条(頁九七二)、⑤『満文老檔Ⅴ・太宗2』天聰六年一二月二日条(頁八七四)、⑥『満文老檔Ⅵ・太宗3』崇徳元年七月二五日条(頁一二一〇)、⑦『天聰九年檔』九月二五日条(頁三〇二)などを参照。

スラ=へへは「閑散婦人」と直訳されることがあり(⑥→『太宗実録』崇徳元年七月丁卯条)、定宜庄氏は

モンゴル人の婚姻制度を勘案して「主人のために男児を生育する奴婢」と説く（『滿族的婦女生活与婚姻制度研究』一九九九、頁七二～七三）が、狭く限定し過ぎであろう。「閑散婦人」は「房中に留侍する」女子であり（『太宗実録』同上条、「侍妾」とも漢訳される（⑤→『清太宗実録』天聰六年一二月甲子朔-乙丑条）ので、スラ=へへの実体はやはり「側女中」「腰元」として仕えるボオイ=ニヤルマであったと見てよい。この他、「喪祭焚衣及殉葬例」に見える「若相得之妻不殉而強逼侍妾殉者、其妻論死。其不相得之妻及媵妾、俱不許殉」（『清太宗実録』天聰八年二月初五日/壬戌条）という一文の「侍妾」と「媵妾」、さらに多羅安平貝勒ドゥドゥの死に殉じた「侍妾」（『清太宗実録』崇徳七年八月戊戌朔-己巳条）を、『滿文内国史院档』の中文訳はともに「房婢」——もとの満文表記は不明——に作る（中国第一歴史档案館『清初内国史院満文档案訳編（上）』頁六一、頁四七七）。「房婢」とは『清文彙書』（乾隆一六年刊の満漢辞書）がsula heheに付与する訳語であるから、『内国史院档』該当部分の原満文表記はsula heheであったに相違ない。

- 51) 『滿文老檔 I・太祖 1』頁一八〇に「デルゲル=タイジに乳を与えた老嫗」とある。
- 52) 内務府の主要組織である七司・三院とその機能については『石渠余記』卷三「紀立内務府」、張徳沢『清代国家機関考略』一九八一・頁一七二～一九〇、李鵬年他編著『清代中央国家機関概述』一九八九・頁一〇三～一一二。また順治初年の、いまだ確立以前の内務府機構については祁美琴『清代内務府』頁五九参照。
- 53) 『滿文老檔 I・太祖 1』頁一八〇、今西訳『滿洲実録』頁二二一。
- 54) ロオハンの伝記は『嘯亭雜録（続録）』の他に、『八旗滿洲氏族通譜』卷七四・勞翰伝、『八旗通志初集』卷二一〇・勞翰伝にもそれぞれ短文を載せるが、『雜録』以上の新味はない。
- 55) 「傭」の語義については、星斌夫『中国社会経済史語彙（正編）』一九七六の「傭工」（頁三九九）、「雇工」（頁一一八）、および宮崎市定「中国近世における生業資本の貸借について」（『アジア史研究・第三』一九六三、頁一八八～一八九）参照。
- 56) 杉山清彦「ヌルハチ時代のヒヤ制—清初侍衛考序説—」（『東洋史研究』六二—一、二〇〇三）頁一三〇・註⑫。
- 57) 祁美琴『清代内務府』頁三九参照。
- 58) ここで利用した『北関志』は天理図書館所蔵の鈔本である。
- 59) 『盛京吉林黒龍江等処標柱戦跡輿図』二排四。
- 60) 松浦茂氏によれば、太祖は家臣の集住政策を行う前提として、家臣の属民に対する徙民政策を断行したとし、フェ=アラに築城した万暦一五年以後、ことに建州を事実上統一した万暦一六年から帰順する地方勢力が顕著に増加したと説く（「天命年間の世職制度について」『東洋史研究』四二—四、一九八四、頁一〇八～一〇九、および註⑬参照）。氏は従って、家臣の集住が万暦一五・六年から本格的に開始されたとの見解に立つようである。
- 61) 『鑲黄旂鈕祜祿氏弘毅公家譜』は周知のごとく弘毅公エイドゥ家の族譜であるが、エイドゥは父母を失った後、姑母の夫でガハシャンの父にあたるムトゥンガに養育されているから、エイドゥ家にはガハシャンに関する独自の伝承があったと見てよい。
- 62) 英額地方は「安図和羅英額antu holo yengge」（『初集』卷二二六・胡雅図伝）とも称し、「安図和羅」（アントゥの谷間）は蘇子河下流域のアントゥ=グワルギヤ（今西春秋「Jušen 国域考」『東方学紀要』2、一九六七、頁一四）に該当する。ここアントゥ=グワルギヤに勢力を張ったニュフル氏のノムホンが太祖が討ち取ったのは万暦一三年九月であった（今西訳『滿洲実録』頁四九）。なお、同じニュフル氏のバライは崇徳八年に七八歳で没している（『初集』鄂申巴図魯伝）ので、万暦一三年当時二〇歳であった。
- 63) 園田一龜「清太祖勃興初期の行迹」（『滿洲学報』四、一九三六）頁一一三～一二三。参考までに付言すると、「五大臣」として重んじられたホホリヤフンドンといった大アンバン級の兵力が大体五百人程度である。
- 64) 拙稿「明末の海西女直と貢勅制」（『立命館文学』五七九、二〇〇三）頁六六～六八。
- 65) 『初集』卷一五四・薩弼図伝、同書卷一五六・鄂碩伝。薩弼図伝に「父沙金。……太祖高皇帝以其釐定法制妥協、賜号沙金」とある。沙金と賜号される以前の本名は不明である。
- 66) 今西訳『滿洲実録』癸巳（万暦二一/1593）年条、頁七五。
- 67) 今西訳『滿洲実録』辛卯（万暦一九/1591）年条、頁六二。

- 68) 『李朝実録』 宣祖二八年一二月癸卯条、宣祖二九年三月己巳・四月己酉/壬戌各条。
- 69) 和田清「清の太祖の顧問龔正陸」『東亜史研究(満洲篇)』一九五五、頁六四〇、頁六四四～六四五。同じく和田論文頁六四二～六四四によると、いま一人バクシと思しき人物に、浙江省から遼東に至った後、嘉靖末年、虜掠に遭遇し、推定万暦一六、一七年頃に太祖に帰属した龔正陸という漢人がある。万暦二三年頃、太祖のもとで漢文書の作成を専掌した龔正陸は、太祖から「師傅」(バクシ?)と尊称され、子弟の教育も委任されるなど、種々厚遇されている。
- 70) 『通譜』 卷七、錫哈巴克什伝には「世居綏分地方」とあるが、これがマギヤ地方の錯誤であることは拙稿「明代建州女直マギヤ・ハラ考」(『立命館文学』五五四号、一九九八) 頁五八～五九参照。
- 71) 杉山前掲論文「ヌルハチ時代のヒヤ制—清初侍衛考序説—」 頁一〇七～一一〇。同氏によると、『初集』 鄂申巴図魯伝所掲の「王家村」 平定に参戦した巴賚が「親衛」(gocika hiya)であったことを論拠に、太祖がワンギヤ部と交戦した一五八四～八九年、すでにヒヤ号保持者が存在したと推定するが、ワンギヤ部首長層には「王家村」長の準塔郭和junta gohoに同定すべき人物は見当たらず、そもそも「王家村」=ワンギヤ部の推定が成り立つか否かにも疑問が残る。
- 72) 事実、建州統一後におけるボォイ=ニャルマの軍事的活動は、『太祖老档』を通覧する限り、論功行賞に関わる天命元年の勅書(『満文老档Ⅱ・太祖2』 頁九四七)によって、「家の」フシタ、スングニ、ウダイ、シラバラが各々ウラ国との戦闘(1613年)において負傷もしくは戦死し、銀数両から十数両の罪を免ずる対象となったことをようやく知り得るに過ぎない。この勅書の詳細については、松浦茂前掲論文「天命年間の世職制度について」 頁一二一～一二二参照。

(本学非常勤講師)